

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから、順次質問を許可いたします。

---

◇ 小笠原 憲 昭 君

○議長（目時重雄君） 10番、小笠原憲昭君の登壇を求めます。

10番。

〔10番 小笠原憲昭君登壇〕

○10番（小笠原憲昭君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭、議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今議会は、任期最後のさよなら議会であります。この間、様々な事柄について、提案も含め質問をさせていただきましたが、町長をはじめ、教育長及び各部署の担当課長からは、丁寧なご答弁をいただきました。この場をお借りして心から厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、今回は発言通告書に基づき、大きくは2つの事柄について質問をさせていただきます。

まず、第1に、国道・県道・町道の改良についてであります。

狭隘箇所、カーブの改良はどのように計画されているのかお尋ねをいたします。

国道282号線と十和田湖の103号線、454号線が小坂町内を走っております。まず、282号線ではありますが、古苦竹から北方向へはご承知のとおり狭隘であり、しかも細越から先のカーブは急カーブの連続となっております。国道ですから、町が手を加えるものではないとは思いますが、どうすれば国道と呼称するにふさわしい道路になるのでしょうか。

十和田湖であります。休平方向への103号線に比べますと、大川岱方面への454号線は、酷な道と言っても過言でない酷道と言わざるを得ません。なぜこのように著しい格差があるのか、私には大変不思議に感じております。今、小坂町は和井内エリアの整備を進めておりますから、この計画の中で、当然道路改良も含まれるものと大いに期待をいたしたいと思っております。

282号線と454号線についての改良計画はどのようになっているものか、お知らせをいただきたいと思えます。

次に、県道ですが、通称樹海ラインと称されております大館十和田湖線は、小坂地内は大変よくなったと思っております。しかし、大館に向かって籠谷から雪沢間は、大型車両が多く走行しているにも関わらず、依然として改良されない状況が続いております。これについても、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

次に、廃線鉄道の踏切は現状のままでよいのかお尋ねをいたします。

県道をまたぐ小坂駅前の踏切、国道をまたぐ古苦竹の踏切は、鉄道が廃止されたので、一時停止しなくてもよいと表示されております。このことから、踏切であっても通常走行しておりますが、古苦竹の踏切については細越方面から走行してまいりますと、著しく段差があり、車が宙に浮くようになり、大型車の運転手には大変危険だといわれております。今後、汽車の走行、運行がなされないとするならば、道路の傾斜を解消し、早急に改良をお願いすべきものと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

また、町道の踏切の一本杉や古苦竹の踏切についてもバリケードが設けられておりますが、今後もこのバリケードは必要なものかどうか、このことについてもご見解をお伺いいたします。

次に、大きな2つ目の高齢者福祉についてお尋ねをいたします。

介護保険制度は、2000年にスタートいたしました。ちょうど20年を経過したことになります。この間、核家族化の進行、少子高齢社会の到来となっており、サービスの内容や提供する側の状況も年々変化しておりますので、現在の状況についてお伺いをさせていただきた

いと思います。

まずは、在宅福祉サービスの現状についてであります。

今日、法律的には居宅サービスといわれておるようでございますが、自宅で暮らしながら受けるサービスだと思っております。訪問系、通所系、短期入所・ショートステイなどがありますが、それぞれのサービスの現状がどのようになっているのか、またそれぞれのサービスにおいて要支援者、要介護者が望んでいるサービスが十分に受けられているものか、併せてお尋ねをいたします。

また、老人ホームの利用状況についても、同様に現状についてお尋ねをいたします。

以上の点につきまして、ご答弁をいただいた後、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（日時重雄君） それでは、10番、小笠原憲昭君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

10番、小笠原憲昭議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1点目の国道・県道・町道の改良についてのお尋ねであります。

初めに、狭隘箇所、カーブ改良についてであります。ご質問のように国道282号の苦竹から川上方面は、狭隘、急カーブが連続しておりますが、平成25年の日沿道・小坂ジャンクションと小坂北インターチェンジの開通、平成30年の大館能代空港インターチェンジの開通により交通量が増え、特に観光バスやトレーラーといった大型車の円滑な通行や沿線の交通安全上の支障が出ておりました。

平成29年4月には、沿線の濁川、余路米、細越、古苦竹、川通りの5つの自治会から、町に対し交通量増大による地域住民の危険解消を目的に、国道282号の整備要望書が提出されております。

これを受け、町は秋田県鹿角地域振興局長、秋田県建設部長に整備要望書を提出し、平成29年11月には私から佐竹知事への直接要望が実現したところであります。知事は、濁川地区から古苦竹に至る区間は、特に路肩が狭いとのことご認識を示し、「観光ルートでもあり、調査を進めたい。」との前向きな回答をいただきました。その後、県建設部と協議を進めた結果、来年度より最初の改良区間となる苦竹地区内の拡幅改良に着手することが決定いたしました。

ここを起点に残る区間につきましても、早期の全線改良につなげていくように今後も積極的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

国道454号であります。ご指摘のように和井内地区から滝ノ沢峠まで狭隘、急カーブが続く難ルートとなっております。特に、鉛山地内では4か所のヘアピンカーブで大型車同士の交差が危険であり、カーブの改良が長く望まれてきておりました。このため従前より鹿角地域振興局が改良を計画し、環境省と協議を続けてきた経緯がございました。

環境省は、文化財の特別名勝及び天然記念物となっている十和田湖の核心的な地形が工事により傷つくことを理由に協議が長らく進捗しておりませんでした。県の粘り強い交渉もあり、工法等具体的な協議が始まったと伺っております。

今後も積極的に要望活動を行い、働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、弘前市方面からの観光客誘致や冬季閉鎖の解消を目的に、滝ノ沢地区から青森県温川方面へ至る西十和田トンネル整備促進につきましても、目時議長を先頭にして町議会からの整備促進の後押しを受けて、黒石市等関係自治体とともに、平成元年度から続く要望を粘り強く継続してまいります。

国道103号は、和井内地区において令和2年、3年度の2か年事業で、秋田県より和井内交差点の付替工事を行っていただくことになっております。

主要地方道大館十和田湖線・通称樹海ラインであります。昭和58年から工事促進期同盟会により要望活動を行っており、平成2年の小坂インターチェンジオープン前後には小坂町側の急坂・狭隘の整備は進みましたが、依然として竈谷・雪沢大橋間約10kmの整備が残ったままとなっております。

長年の要望活動の成果もありまして、このうち新沢旧踏切雪沢大橋間2.93kmにつきましては、北秋田地域振興局が既に実施計画に着手しており、令和7年度までに完成する予定と伺っております。残りの区間の改良につきましても引き続き積極的に要望してまいります。

次に、廃線鉄道の踏切についてであります。

国道282号の旧苦竹踏切は、小坂鉄道レールパークから1号トンネルまでのあけぼの号の運行のため、廃線後も鉄道による段差が残されたままとなっております。先ほど説明いたしましたように、古苦竹地内は来年度には改良工事の実施設計に入りますが、県といたしましては危険除去のため段差を解消したいとの意向であることから、町もあけぼの号の今後の運行を見据えながら、早急に結論を出してまいりたいと考えております。

また、町道苦竹山崎線の旧踏切と町道古館線の旧踏切につきましても、現状バリケードで

通行止めの状態であります。これらにつきましても、旧小坂線の活用の方向性とかかわることから、3つの踏切の改廃につきましては総合的に判断してまいりたいと考えております。

2点目の高齢者福祉についてのお尋ねであります。

現在の高齢者施策は、小坂版地域包括ケアシステム構築に向けて、小坂町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、各種施策を展開しております。

在宅福祉サービスの現状でございますが、当町において実施しているサービスは、介護保険の保険給付の対象サービスとして、要介護認定1から5の方が利用する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護など12の居宅サービス、要支援1から2の方が利用する介護予防短期入所生活介護など12の介護予防サービス、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業で、要支援認定者と総合事業対象者が利用する従前相当の通所介護、基準緩和型の通所型サービスA・くるみなどの5つのサービスのほか、虚弱高齢者が自立した生活が図れるようヘルパーを派遣する生活管理指導員派遣事業、養護老人ホーム和光園を活用し、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図るための生活管理指導短期宿泊事業や外出支援サービス、軽度生活支援、緊急通報体制等整備・ふれあい安心電話などの事業を介護保険制度以外のサービスとして町単独で実施しております。

居宅サービスの利用状況でございますが、令和2年1月末現在、介護保険の要介護認定者数が、要支援認定者24人、要介護認定者287人の合わせて311人で、このうち在宅の方は135人です。これに総合事業対象者81人を加え、216の方がいずれかの居宅サービス等を利用してご自宅での生活を送っております。

サービス利用に当たっては、要介護認定者は5つの居宅介護支援事業所が、要支援認定者及び総合事業対象者は町の地域包括支援センターが各サービス提供事業所と調整を図りながらサービスを利用させていただいており、サービス提供量も十分に満たされていると考えております。

次に、老人ホームの利用状況でございますが、要支援認定者及び要介護認定者のうち、介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム6施設に90人、介護老人保健施設8施設に12人、介護医療型医療施設1施設に5人の合わせて107人、認知症対応型共同生活介護・グループホームやケアハウス、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームなど18施設に68人の合わせて175人が入居しております。

このほかに養護老人ホーム4施設に介護認定者を除き18人が入居、介護認定を受けずに軽費老人ホームや住宅型有料老人ホーム等2施設に9人が入居しており、町が把握できる範囲

において、施設全体で309の方が施設へ入居しております。

介護保険施設のうち、原則、要介護3以上の方を入居要件としている特別養護老人ホーム以外の2施設は、要介護1以上、介護付有料老人ホームや住宅型有料老人ホームなどは、自立から要介護5までの方が入居可能となっております。

また、入居申込みの状況であります。入居待ちが長いとされる特別養護老人ホームの場合、町内のサンホーム大石平には60人、あかしあの郷には54人、合わせて114人の町民が入居申込みをしている状況であります。

このうち入所要件を満たす要介護3以上の方は、全体の61人となっておりますが、既に他の施設に入居されている方が52人おり、要介護4、5の方で在宅で生活されている方は、サンホーム大石平では4人、あかしあの郷では5人となっております。

施設を管理運営する社会福祉法人小坂ふくし会では、年4回、申込みを継続するかどうか確認した上で、その都度、優先順位を決め、各施設に空きが出て入居できる状態になった場合には、その順位に従い入居の確認を行っております。しかし、入居を断る方が多く、結果として、入居する方が極端に少ない状況であります。このため緊急性が高いとされる方は、現時点では、町内にはいない状況であると判断しております。

このような状況が数年続いており、令和2年度中に策定する第8期介護保険事業計画では、中長期的に将来を見据えた施設サービスの提供量についても見直しする必要があると考えております。

以上、10番、小笠原憲昭議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

ただいまの町長のご答弁によりますと、国道282号線については、来年度から苦竹地区が拡幅改良されるということが決定されたということでございまして、大変喜ばしいことだと思っております。

しかしながら、それより北に向かってはまだまだ狭隘、急カーブというのが続くわけですから、これも早急にできるだけ早く改良していただくように町長には強く働きかけをしていただきたいと思いますというふうに思います。町長は、何年ぐらいあれば、これらが解消されるというふうにお考えですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 県の方の、国の方の予算も色々あると思うので、今の段階ではどれぐらいということとはちょっと私も計りかねます。できるだけ早くやってもらえるように頑張ります。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 以前に私は突拍子もないお話もさせていただきました。産業廃棄物の運搬が頻繁に大型トラックが走行していると、そういうことからいけば、あのジャンクションから出てきてグリーンフィル、捨場まで直線の産業道路みたいなものは造られないかというふうなことも申し上げたことがありました。町長は、聞くに値するというご答弁もいただきましたけれども、私はそういう大型プロジェクトでもやはり県に強く働きかけるなりして、そういうまた別なルートも含めてご検討いただくという観点も必要だろうなという気がします。これが安心・安全のまちづくりにつながっていくだろうというふうにも思いますから、別な角度からもこのバイパス計画といえますか、そういうことも含めて色々ご検討いただければなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、次に、十和田湖の国道454号線ですけれども、これについて今ご答弁では、ようやく工事の仕方について検討が始まったというふうに伺いました。一步前進ということだろうと思います。それから、今度は調査費がついて具体的な設計なりというふうに手順は進んでいくのだろうと思うのですが、一つずつそういう道に進むように、町長にも積極的に取り組んでいただきたい。

結局、今、和井内エリアの整備がされるわけですから、やはりこれらと含めて取付道路が大分改良されると、そこだけはすごく広くなるのだと思うのですが、100mか200m行くと、もうぐっと狭くなると、そうしますと車で走っていくのが嫌になるのではないかという逆な現象が発生しかねないように思いますので、やはり手前からでも徐々に改良していただくようにしめせんと、北側へ向かっていく車というのはますます少なくなるような、西湖畔にとってはマイナスイメージにつながっていくのかなと、そういう心配があるわけです。

ですから、取付道路の改良されるときに合わせて少しでも先へ広げていただくということを進めませんと、私は非常に効果が逆効果、広い方広い方へと人は動きたくなるわけですから、誘導できるような方策を考えていかないと、西湖畔はますます寂れていくだろうと、そういう心配をするわけです。ですから、並行してこれの改良についても力強く進めていただきたいというふうに思うわけですが、町長、その辺はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） そのとおりだと思っています。ということで、何とか今後につきましても、いろんな要望活動に積極的に参加しながらお願いしてまいりたいと思っています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いずれ、これは国道の問題ですので、町が直接手を加えるわけにはいきませんから、地道に要望活動を続けて頑張っていたきたいというふうをお願いしたいと思います。

次に、県道樹海ラインでございませけれども、ご答弁によれば10kmのうちの約3km、新沢から大館までは5年ぐらいかかるけれども、改良されるというふうに向いました。このペースでいきますと、残りの3分の2、6kmから7kmは、さらに5年の倍、倍と、こういう計算でいきますと、10年かかると。大館までいい道路ができるのは15年もかかるという算数になるように聞こえましたが、町長、そういう計算ですか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 今、お話にありました残りの区間につきましては、皆さん通っているんで、大体想像つくと思うのですが、かなり直線的ないい道路も残っていますので、実際的に手かかるのは籠谷の部分かなというふうに思っていますので、それほど多くないかなと思います。

ただ、一回まずこういう大きい改良が終わりますと、ちょっと一息つくので、そういう一息つかないように、引き続き続けてもらうようにやっぱり町も国・県に働きかけていくことが必要かなというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 分かりました。

私も始終、大館方面に走っているわけですが、ようやく何か測量しているなというのが見かけられましたから、ああ、そろそろ手がかかるのかなと。新沢、雪沢のあたり盛んに測量していますので、ああ、ぼちぼち始まるなという感じはしていました。

夏場はいいのですけれども、これも以前にお話ししましたが、冬場になりますと、どうしても除雪等の雪が路肩に大分狭まってくると、そうしますと大型車両との交差が非常に危険極まりないという状況が、今年は雪が少ないのですけれども、こういう年ばかりではないと思います。できるだけ快適に安全に走行できる道路にしていきたいというふうに思いますので、これも特段の町長から県会議員さんなり、有力な方々にお願いをして、早く改良を進めていただくように、これは管轄が北秋田ですから、地元の県会議員さんというわけには

いかないと思うのですけれども、いずれ大館方面の議員さんにも強くお願いをして進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、今回、私が質問するに当たっては、ここを本題にしたかったので、廃線鉄道の踏切についてであります。

ご答弁では、ようやく秋田県も古苦竹の踏切は段差があって危険だから解消したいというふうに同じ認識をされているというふうに伺いました。でありますので、この際、鉄道のレールを早く撤去して、速やかに安心・安全な道路にすべきではないかと私は思うのですけれども、町長はいつまでこれをおやりになるというお考えですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 早い時期といいますか、年度内に国道の関係、これが設計のほうにかかると思われますので、それに間に合うように一つ決断、レールパークについても見直しをする等々考えながら、進めていかなければならないものと思っていますので、この国道の計画が始まる前には出したいと思っています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） もう一度確認させていただきますが、年度内ということは今の3月までという意味ですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 調査のほうは年度明ければ取りかかるかなというような話がございますので、まず今年度うちには、ある程度の結論は出さなきゃいけないのかなと思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 県の工事が始まるのは来年度ですよ。4月以降ですか、拡幅始まるのは。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） この事業着手ということですので、来年から測量設計にかかってということですので、再来年以降に工事は着手になると思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そういう意味ですか。そうしますと、来年度には工事が始まるというものではないと、再来年度以降に工事が始まると。そうしますと、町長の答弁もそれに合わせて、この踏切の改良、レールが要るのか要らないのかという結論を出すというふうな解釈ですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私としては、でき得れば、まず今の年度内で何とか出せばなどは思っていますけれども、その辺は早く結論を協議しながら出したいなと思っています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 恐らく町長の腹のうちはもう決まっているのでないかなというふうに伺いながら、私は聞いていますけれども、3月までには役場の中での検討して、この鉄道の線路が要るのか要らないのか、はっきりするということですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今までまず計画的には、大館市との連携等もいろいろ計画しておりましたので、その辺もいろいろ協議しながら結論を出したいと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） どうも私は頭が悪いから、ストレートにもの言っていたかかないと理解できないですけれども、誰と協議するのですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） まず、計画的には、大館市のレールバイクを行っている団体と、できれば大館市から小坂町までという計画で、同じレールバイクを使って小坂町にレールパークまで来ていただくというような計画でちょっと構想できておりましたので、その辺も含めて検討していかなければならないものと思っています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そういう話になってくると、だんだん私も別な角度でものを言いたくなるのですけれども、今の町長の認識は私は違っていると思いますよ。ということは、途中、大館まで行く間に雨とかのいろんな関係で、もう宙づりになっている線路もたくさんあるわけですよね、多分ご承知だと思うのですけれども。そうすると、大館から小坂間をレールバイクで走るなんていうことは、あれらを全部修復しなければできない問題じゃないと思うのです、私は。ですから、今の町長のご答弁では、私は納得できない。

つまりは、テーマパークからトンネルまであけぼの号を走らせたりするために、この線路は必要であったのではないかと、そうでないですか。全然観点が違っているようなご答弁になると私も別な角度でものを言いたくなるわけですが、私そうだと思うのです。要は、テーマパークから色々なことで観光客にも楽しんでいただくと、さらには冬期間のあけぼの号もトンネルに格納するとかいろんなことがあって、あの線路は必要であったのだと。でしょう、

違いますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） すみません、大館とはいうものの、茂内の駅からまず小坂までということの予定で話しさせていただきました。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いずれにしましても、あけぼの号を、ないしは機関車を1号トンネルなり、2号トンネルまで走行させるということは、私はもう無理だと思っています。なぜかといえば、あの駅構内の走行ですら枕木交換なり、色々な設備を整えなければ運行できない状況だといわれているわけですし、それをこの1km、2kmをまたさらに延伸するということになれば、それ相当に経費がかさんでいく。それと、安心・安全な走行を観光客に十分親しんでいただけるだけのこちら側がそういう対応をできるかということを考えれば、私はもうこのレールというのは、小坂駅近くの踏切、ないしは永楽町あたりまでの踏切は必要かもしれませんが、それ以降については、もう速やかに撤去すべき時期に来ているのではないかと、そう思うのです。

ですから、古苦竹の踏切の状況は、もうレールをあのままあそこに置かなければならないという理由はないだろうと思って、今質問しているわけです。ですから、町長がいつまでそれを早く決める、要る要らないということをいつまで決めるということは、もう心の中にはあるのでないかと、そう思って聞いているわけですが、なかなかすぱっとストレートには町長もご答弁できないと思います。

ただ、先ほど来申し上げたように、県もやはり危険だと、段差解消しなければいけないというふうに思っているようですから、やっぱり併せて早く町としてもあそこはレールを外しますということを行わなければ、同じ時期に工事が始まらないだろうと、そうしますとまたまたさらに1年、2年後回しになっていく。やるのであれば、古苦竹の道路拡幅と併せて、同時進行ですぱっとできるように私はしたほうがいいのではないかなと思ってしゃべっているわけです。町長、同じ気持ちではありませんか、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かにそういうことだとは思いますが、ちょっと順序を踏ませて、何とかもうちょっと待っていただければと思います。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いずれ、これ長くお話ししてもすぐ解決することではないと

思うのですが、いずれ運転、ドライバーにとっても危険、それから周辺の方々にとってみれば、夜間大変あの走っている音が響くと、夜もゆっくり寝ていられないというふうな声も聞かれますから、やはりできるだけ早い時期にあそこの踏切を改善するということは必要だろうと思います。全ては、何が邪魔しているかと、あのレール、鉄道敷が邪魔しているのだろう、原因はそうだと思います。ですから、早く結論を出していただきたいということをお願いをしたいと思います。

それからもう一つは、総合的に判断するというふうに言われていますけれども、旧一本杉のところの踏切、それからここの役場から前の道路を行って突き当たるころの古苦竹の町道に架かっている踏切、これらについてもやはりああいうバリケードを設けることによって、荷物を配達する方とか、いろんな方々は大変不便を感じているのではないかなと私はそう思っています。ただ、町内の方々が、いや、あそこは車止めをかってもらっていたほうが安全だとか、静かでもいいとかと、いろんな意見はあると思います。私の考えが全て正しいとはいいませんが、いずれ色々な考えの方がいると思いますので、町内会、自治会とも協議をされて、あれをあのままにしておくのがいいのか、撤去するのがいいのか、私は撤去すべきだという立場から今、ものを申し上げていますが、いずれいろんな考え方があってと思いますから、そういうお考えも聞いて取り組むというお考えはあるかどうか、町長に確認したいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、議員から提言いただきましたことにつきましては、今後事業を進められるときには、ちゃんとその自治会と協議しながら進めていくというようなことについては、私は進めるときには、そういうふうにしなければいけないと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） では、道路については以上でやめたいと思います。

次に、高齢者福祉についてお尋ねをします。

まず、大変専門的なことをたくさん言われて、なかなかご答弁理解できないことがたくさんありましたけれども、大きく分けて2つのことについて聞きたいと思います。

まず1つ目は、居宅サービスの中で一番利用されているだろうと思うデイサービスですが、このデイサービスについては、現状はどうなっていますか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） デイサービスの現状についてお答えをさせていただきたいと思  
います。

まず、平成30年度の実績に基づいて説明をさせていただきたいと思いますが、要介護者の  
うちデイサービス事業を実際に利用されている方が91人、それから要支援1、2の要支援認  
定を受けている方の利用が47人、それから総合事業の該当、事業の対象者として利用されて  
いる、大変失礼しました。要支援認定者のうちデイサービスを利用されている方が11人、そ  
して先ほど申し上げました47人の方については、総合事業の対象者ということでのご利用さ  
れている方の人数でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 総合事業というのがよく分からないのですけれども、総合事業と  
いうのは何をやっている事業ですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 平成27年度から新しい総合事業という形でのサービスが実施をさ  
れてございます。当町におきましては、速やかに移行するべきだという判断から、平成27年  
4月から総合事業を開始をしてございます。

総合事業の現在の中身でございますが、要支援1、それから要支援2の方の介護予防事業  
の中で取り組んでおりました通所介護、それから訪問介護、ヘルパーとデイサービスの部分  
については、今度は地域支援事業の中で行うということが規定されてございますので、そう  
いった方の利用される場合については総合事業の対象というふうにみなしてございます。

あわせて、要支援認定を受けなくても総合事業の対象という形で基本チェックリスト25項  
目のうち10項目にチェックを受けた方については、総合事業としての利用として現在利用を  
していただいているというような状況でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、要支援の人がた、軽い方々が主に対象になってい  
る、ないしは認定を受けない、今後1、2にならない前段の人がたで、要は介護予防とい  
いますか、介護にならないように元気で過ごしてくださいと、そういうところへ力を入れてい  
く事業だと、そう考えればいいのですか、平たく。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 説明不足で大変恐縮しております。

議員がおっしゃるとおりに、総合事業の事業の趣旨といいますのがやはり介護予防の重視

をした形での事業展開が必要だということで、現在行っておりますので、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） いずれにしましても、できるだけ支援をされない、介護を受けないということが望ましいのだとは思いますが、加齢、年を重ねてまいりますと、色々な問題が発生してくるわけです。何かにと生活をしていく上で支障が出てくると、そうしますと、今申し上げたように、最初に何を希望するのかなと考えたときには、家の身の回り、掃除とか色々な家事等についてサービスを受けたくになりますし、入浴とか、そういう手のかかる部分について、何かサービスをしてほしいなというのが一般に生活している人がたの求めているものではないかと私はそういう観点から、今回このことを取り上げているわけです。つまりは、そういうささやかなお願いにこの介護保険というものはスムーズに提供されているものなのかというふうな観点でお尋ねしているわけです。

それを考えてみますと、提供事業者そのもののヘルパーについては、町内に事業所がないわけですが、町内に事業所がなくても、このヘルパー制度というのはスムーズにいつているものですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 訪問介護につきましては、鹿角市にございます株式会社タクトが経営しております事業所が全部サービスを提供していただいているという状況でございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 鹿角市に事業所があつて小坂町内でサービスを受けたいということになれば、この間、1時間弱の距離といいますか、タイムロスが発生するのではないかと、思うわけですし、そうしますと事業者側にしてみれば、直接的な経費が入ってこない心配もあるわけでしょう。実際に手をかけてからでないとカウントされないという問題もあるので、そういうところのロスタイム等についてはどういう形で補填されているものですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 事業所につきましては、隣の鹿角市の十和田地区でございます。議員がご指摘のような時間的な、確かに十和田湖地区を考えた場合には当然発生するのかなというふうに思っておりますが、それ以外の町内の各地域での移動時間等については、現在のところ支障なくサービスが提供していただけるものだというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 断られるという状況にはないというふうに聞こえたので、これらについても、もし求めがあれば、やはりサービス提供するために、ロスタイム等が発生する部分についても、町が配慮していくとかという施策も併せて考えていかなければいけないのかなと思って私は聞いているわけです。

これ、町内の中央部にいる人はいいですよ。例えば、川上方面とか、今、課長から答弁ただいたように、十和田湖方面だということになれば、相当にその距離があるわけですから時間もかかる。ここから川上までは少なくとも15分ぐらいかかるわけですから、鹿角市の旧十和田町から来るとすれば、またさらに15分、やはり片道30分以上かかるというロス、時間が発生してくるわけです。往復で1時間ということになれば、サービス提供者側からしてみれば、当然その分のカウントが料金として徴収できなくなるという問題も発生してくるわけです、そういうことも今後施策的には考えていかなければならないだろう、そう思ってお尋ねしているわけです。

次に、老人ホームについてですけれども、先ほどのご答弁では、待っている人が9人ぐらいいるけれども、いざお入りになりませんかと勧めると断られると。申し込んでおいて断られるというのはどういう意味なのか、私はちょっと理解できないのですけれども、その辺、教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 町長の答弁でも申し上げてございますが、緊急を要するといわれます介護4、5の方が実質町内の特別養護老人ホーム2か所においては9名いらっしゃいます。そのうち、結構空きが出た場合には、優先順位を決めた形で小坂ふくし会の方で確認を取っている状況でございますけれども、その時点でやはり本人が入院をされている、あるいはまた介護する家族がもう少し在宅で頑張りたいというような方も中にはいらっしゃるというふうなことは聞いております。

その時点で、例えば取下げ、そういったことについては、小坂ふくし会としてはできる限り個人の家族のお気持ちを尊重した形でそのまま残しているというようなことで状況は聞いておりますので、一応そういった状況になっているというところでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ただ、この要介護の状態区分という、これはインターネットから引っ張り出した資料ですけれども、これを見ますと、要介護の3という状態はどういう状態

かといえば、歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などにほぼ全面的な介護が必要、つまりはほとんど手を加えてやらないと、日常生活ができない状態ですら介護3です。介護4、介護5ということになると、もっとひどい状態、介護4になりますと、動作能力が低下して介護なしでの生活は困難、介護5になりますと、介護なしでは日常生活がほぼ不可能、こういう状態でないと4と5にはならないということです。要介護3ですら、ほぼ全面的な介護が必要だということは、これを介護している人は、もう24時間常に見ていなければいけない状態なものですら介護3ですよ。この介護保険という制度は、私は非常に縛りがきついなと思って、この制度を見ているわけですが、しかも特養、特別養護老人ホームに入ることになれば、介護4と5でなければ入れないと。要介護3は、特に事情があれば考慮はしてやるといっていますが、なかなか3では入れない、こういう状況が続いているわけですね。

そして、特養に申し込んできたこの9人が今、課長の答弁では、家族がまだ頑張ってみるとかと言っていますけれども、どこの家を見ても、私、冒頭に申し上げたように、核家族化が進んできて高齢社会になってとなれば、老老介護の状況だと思うのですよ。高齢者が高齢者を介護していると、もう本当に毎日大変な状況が続いているのに、お願いしても入らない状況があると私はこれが理解できないですよ。私からしてみれば、一日も早く施設に入れてほしいなと思っているのではないかなと思って私は聞いているわけですが、そうでないとおっしゃるからそうだと思うのです、現実には。私はその辺、入る入らないは個人の自由ですから、それは何ともいえないですけども、私が今まで見てきた中では、やはり老老介護をしていて大変だなと。床擦れの問題なり、食事の世話なり、排せつなりということを考えますと、できるだけ施設に要介護4、5という状態になれば、進んでお入りいただくようにするのが、これが親切というものでないかなと思って、私は今申し上げているわけです。いずれ、私もやがてそうなるような気がしますが、できるだけこの基準を緩和していただいて、何とか3のあたりでも入れるようにしてほしいものだなと。

2025年、団塊の世代が全て75歳を過ぎていくと。もうこれが後期高齢者が全て75歳、団塊の世代がそういうときになると、それを過ぎると対象者はどんどん少なくなっていくというふうなデータも出ていますけれども、私も団塊の世代の一人として、本当に今のサービスの基準でいいのかな、そういう気もしているわけです。

最後に申し上げたいのは、できるだけ希望した人がきちんとサービスが受けられるように、少なくとも小坂町には2つの特別養護老人ホームがあるわけですから、希望したらちゃんと入れるという状況が保証されていないと駄目だと思うです、私は。そういう意味で、この老

人ホーム、もう一つ聞きたいのは、老人ホームに入りたいと思ったときには、直接施設に申し込むんですか、それとも役場に申し込めばいいのですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 全て、例えば町内のサンホーム、それからあかしあの郷につきましては、直接小坂ふくし会の方への申込みということになります。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） その前に当然介護認定を受けていなければならないということだろうと思うのですが、そうしますと役場の中での支援センターは、そういうあっせんはしてくれないのですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まずは一旦、在宅の方が相談しに包括支援センターの方にいらっしゃいます。その段階で、例えばその方にどういったサービスが必要なのかということを経合的に相談を受けまして、それで家族の方にこういった方法がいいのではないかという方についての支援を行っている。

議員がおっしゃられるような、例えば介護認定を取らなくても各施設への入所申込みというのは現時点でできますので、直接包括の方にいらっしゃらずに、まっすぐ施設の方に入所申込みをされている方も何人かいらっしゃいますので、包括支援センターの方に相談しに来た方については全て把握はしてございますが、それ以外の方については把握できておりませんというのが正直なところです。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） ちょっと私、今、課長の答弁で理解できない部分もありますが、ぐだぐた言ってもらちが明きませんので、また改めて別な機会にお尋ねをして理解を深めていきたいと思えます。

大変時間少し過ぎましたけれども、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって10番、小笠原憲昭君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 1番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

1番。

〔1番 鹿兒島 巖君登壇〕

○1番（鹿兒島 巖君） 1番、鹿兒島であります。

議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思いません。

私は、本定例会は4つの課題について質問通告をいたしました。

まず、第1の課題については、新型コロナウイルスへの対応についてであります。

近年、新型コロナウイルスといわれる病原体による疾患が世界規模で蔓延する事態が度々発生しております。例えば、SARSと呼ばれた重症急性呼吸器症候群、これが2002年から2003年にかけて中国広東省を起源として発生をいたしました。次に、2012年から13年にかけてMERsと呼ばれる新型コロナウイルス、そして現在のコロナウイルスを病原体とする新型肺炎が全世界規模に蔓延しているということでもあります。

そこで伺います。町民の命と暮らしを守る立場で、町としてこういったウイルス性疾患への対応についてどう考えているのか。新たな視点での対応を早急に検討すべきと考えますが、現在までの町の対応等を含めてお話をいただいた上で、改めて再質問の中で提案を含めてお話をさせていただきたいと思いません。

次に、災害ごみ受け入れについて伺います。

災害ごみ受け入れ問題につきましては、昨年12月議会でお尋ねしたところではありますが、その後、今日までの状況及び今後の取り組みの状況などについてお聞かせをいただきたい。

具体的には、災害ごみ受け入れに関連して、町の環境審議会で1月末に搬出元自治体などへの出向き調査をしたと聞くところでもありますけれども、その調査の状況はどうであったのかという点がまず第1点、もう1点は、調査結果を含め、今後の受け入れ計画などについて町民への説明の場を持つべきと考えるところでもありますけれども、これにつきましてもお考えをお聞かせいただいた上で、改めて質問、提案をさせていただきたいと思いません。

第3の課題は、会計年度職員採用にかかわってであります。

当問題につきましては、成田議員も質問を予定をしておられると思いますので、私の質問の観点について、まずお話をしておきたいと思いません。

この会計年度職員採用問題は、いわゆる地方公務員に関わる法的な問題、そういうことの中で法律が改定をされたことによる、その法律に対応するための採用試験等の、あるいは運

用制度の位置づけの問題であったわけであります。内容の問題でいえば、なかなか腑に落ちないところもありますけれども、法律が決定されている以上、この法律に従わなければならない、その問題はあると思います。それをそういうものであることを踏まえた上で、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点は、この会計年度採用職員の採用問題で試験が行われたと聞いているわけですが、今回のこの試験の内容、一律の試験方式がなじまない職種があったのではないか、募集方法、試験方法に問題はなかったのか、まずこの点について所見を伺い、その上で改めて質問をさせていただきたいと思います。

そして、4点目の問題は、介護保険にかかわってであります。

先ほどの小笠原議員も触れておりましたが、介護保険制度は2000年、平成12年に制度化され、以後3年ごとの見直しを行いながら20年が経過をしているところであります。そして、また、2020年は、その制度の見直し、改定が行われる年度ということであります。

そこで、この介護保険制度にかかわって、これまでの小坂町の状況についてであります、率直に申し上げて、私はこの問題については、小坂町は先進的な取り組みをしてきたというふうを受け止められているところであります。きめ細かく先進的に取り組まれてきたと受け止めている、この点を前段申し上げながら、さらに問題提起をさせていただきたいと思ます。

今後について、そして特にこれから予定されている改定内容によっては、これまでの施策の延長では、今まで行ってきた仕事のやり方だけでは、介護保険利用者の負担の強化と介護事業者の経営悪化が起こるのではないかと、そういう懸念があるというふうに私は考えております。この点について、町はどう捉えているのかお聞かせいただきたい。

その上で、改めて質問をさせていただきたいと思いますが、特に制度見直しの方向では、利用者の負担増、介護事業者の経営悪化が予想されることから、利用者の負担の軽減、介護事業者への経営への支援策など、特に町として行うべき課題があるのではないというふうに考えておりますので、以上、質問についての所見を伺った上で、それぞれ改めて質問をさせていただきたいと思ます。

以上です。

○議長（目時重雄君） それでは、1番、鹿兒島巖君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 1 番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1 点目の新型コロナウイルスへの対応についてのお尋ねであります。

2019年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を皮切りに、新型コロナウイルス感染症が中国国内で多数報告されているほか、日本を含む世界各地でも報告されております。

このような新感染症の発生による健康被害や社会的、経済的被害を最小限にとどめ、町民の安全・安心を確保するために、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、町では具体的な対応方針や実施体制などを定めた小坂町新型インフルエンザ等対策行動計画を平成27年3月に作成しております。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応については、この町行動計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する、町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小となるようにするの2点を主たる目的として、国及び県と連携して対策を講じていくこととしております。

1月27日には、庁内連絡会議を開催し、関係課との情報共有を行っているほか、1月30日には、町ホームページにおいて町民への啓発のための記事を掲載しています。2月4日には、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部設置及び秋田県の新型コロナウイルス感染症に係る秋田県危機管理連絡部設置を受けて、改めて庁内連絡会議を開催し、国の基本対処方針に基づく対応策の検討などを行っております。

また、2月10日には、秋田県の新型コロナウイルス感染症に係る秋田県危機管理対策本部設置を受けて、新型コロナウイルス感染症対策に関する警戒本部を設置し、町行動計画に基づいた情報収集や関係機関との連絡調整を進めることとしているほか、同日発行の広報こさか2月号においても啓発記事を掲載しております。

今後の対応については、国及び県との連携を密にして、速やかに対応できるように努めてまいります。

なお、町民の皆様へは、インフルエンザや風邪が多い時期ではありますが、過剰に心配することなく、日常的な手洗いなどの手指衛生や、マスクやティッシュペーパー、ハンカチなどを使って口や鼻を押さえる咳エチケットなどの感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

2点目の災害ごみ受け入れについてのお尋ねでございます。

昨年台風15号をはじめとする強風や大雨により千葉県内で破壊的な被害が発生し、大量の災害ごみが出たことから、被災自治体では、自己による焼却処分だけでは処理が追いつか

ない状況が発生しておりました。そのような中、一部の被災自治体では、DOWAグループの廃棄物処理会社に新たにその焼却処理を依頼され、災害からの復旧に向けて作業が進むことになりましたが、その焼却後の燃え殻がグリーンフィル小坂で最終処分されることが計画されていることから、今回、1月29日から30日にかけて、千葉県袖ヶ浦市の災害廃棄物集積所と焼却処分を請け負ったエコシステム千葉株式会社の廃棄物処理工場を調査してまいりました。

調査には、小坂町環境審議会部会から3名と事務局の町民課町民生活班から2名の職員が参加し、グリーンフィル小坂株式会社とエコシステムジャパン株式会社から1名ずつ職員が同行しております。

袖ヶ浦市災害廃棄物集積所では、袖ヶ浦クリーンセンター職員より集積所の現状について説明を受け、樹木や家具、瓦、コンクリート等、その種類ごとに整理分別されて、種類ごとに処理業者に処理が依頼されていることを確認してきております。

なお、集積所での空間放射線量を測定した結果は、1時間当たり0.04マイクロシーベルトで、通常レベルの測定値でした。

エコシステム千葉株式会社の廃棄物処理工場は、国内最大級の廃棄物処理能力を有して中間処理を行っている事業所ですが、平成29年5月に袖ヶ浦市と地震、風水害などの災害が発生した際、災害廃棄物の処理に協力するため災害廃棄物処理協定を締結しており、今回の台風被害で発生した災害廃棄物についてこの協定に基づき協力することになったものです。

エコシステム千葉では、畳、木くず、家具、瓦、布団、その他プラスチックの6種類を処理しておりました。

この廃棄物処理工場での空間放射線量も測定しましたが、結果は、1時間当たり0.03マイクロシーベルトと、通常レベルの測定値でした。

また、燃え殻を採取してきましたので、その分析を検査会社へ依頼しており、間もなく分析結果が出てくる予定です。

今後、エコシステム千葉からの各種分析結果や調査した分析結果に基づき、異常な処理物がないか確認した上で、グリーンフィル小坂への最終処分受け入れを判断してまいります。

なお、当初は、3月までに処理を終える計画でしたが、搬出元自治体での分別等の作業に時間がかかっており、処理が終わらないようですので、4月以降に継続される見込みとなっております。

また、一般廃棄物等のグリーンフィル小坂への受け入れに関しましては、これまで同様、

町議会をはじめ、町ホームページ、町広報を通じて情報をお伝えしてまいりますので、改めて説明会を持つことは考えておりません。

3点目の会計年度任用職員採用にかかわってについてのお尋ねであります。

令和2年4月1日からの施行となる会計年度任用職員制度については、地方公務員法の適用となることから、採用に当たってはホームページで公開するなど、できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上で、客観的な能力の実証を行う必要があるとされております。

また、採用の方法については、地方公務員法第22条の2第1項の規定により、その従事する業務の性質などを踏まえ、競争試験によることを原則とする正職員とは異なり、競争試験または選考により採用する特例が設けられていて、面接や書類選考などによる適宜の能力実証の方法によることができることとなっております。

このことから、昨年12月の募集に関しては、4月1日から会計年度任用職員に移行する非常勤特別職及び臨時職員などで、令和2年度においても必要となる職種について、広報こさか及びハローワークにおいて広く募集を行ったところであります。

採用試験については、客観的な能力実証を行う観点から、作文及び面接試験、資格調査を行っております。

今回の採用試験については、12月10日から1月15日まで募集を行い、1月26日に作文、2月2日に面接を行い、先週の2月14日に合格者を公表しております。

なお、一部の職種について不足が生じていることから、2月10日から追加募集をしているところであります。

4点目の介護保険にかかわってについてのお尋ねであります。

介護保険制度は平成12年4月に始まり、これまでおおむね3年に1回の周期で制度の見直しが行われております。

国では、令和3年4月の改正介護保険法の施行に向けて、この間厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会において議論が進められておりました。昨年12月27日には介護保険制度の見直しに関する意見書が取りまとめられ、この意見書の内容を基に今通常国会において改正介護保険法が議論される見通しであります。

ご質問の利用者負担の増加につきましては、ケアマネジメントの利用者負担の導入や全利用者の原則2割負担といった項目が検討されました。しかし、導入による高齢者の生活への影響が大きいとの意見が多く、本部会の意見書では見送ることが適当とされました。

その一方で、低所者が特養等の施設系サービスを利用した際の食費及び居住費の負担軽減

を行う特定入所者介護サービス費について、能力に応じた負担とする観点から制度の精緻化を図ることが必要とされました。具体的には、これらのサービスを利用する際の食費等の負担額を決める際の年金収入の要件を細分化する必要があることなどが挙げられております。このとおりに改正が行われた場合、一部の方は負担が増えることが考えられます。

いずれにしましても、今国会における改正介護保険法の審議はこれから始まる予定であり、改正範囲が最終的にどの程度の規模になるか見通せない状況であります。

しかしながら、昨年10月の消費税増税等により、高齢者の生活は大変厳しい状況にあることを考えますと、次期改正における利用者負担の増加は望ましくはないと考えており、引き続き法案審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

また、介護報酬改定は、介護事業者の経営状況等も踏まえて行われます。例年どおりのスケジュールで国の審議会で検討が進んだ場合、来年2月頃に具体的な改定幅が示されることとなります。そのため、現時点では、町が直接的に介護事業者への経営支援を行うと判断する状況にはないと考えており、引き続き町内の介護事業者と経営状況について情報連携を図りつつ、今後の介護報酬改定の議論を注視してまいりたいと考えております。

以上、1番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

○教育長（澤口康夫君） 1番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

3点目の会計年度任用職員採用にかかわってについてのお尋ねであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、特別職非常勤職員の定義が、1、公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職、2、法令または条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規定より設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時または非常勤のもの、3、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員、4、投票管理者、開票管理者など総務省令で定める者の職、5、非常勤の消防団員及び水防団員と明確になりました。

教育委員会部局の臨時職員は、学校での特別支援教育支援員、校務補助の事務職員、学校用務員、給食調理員、読書センター勤務の読書支援員、また図書館・郷土館の館長、受付事務員、地区公民館の館長と事務職員です。それぞれの業務、職務内容、そして現在の待遇を維持するために最良と考え、給食調理員と学校用務員については業者への委託を、それ以外

の職員については一般職の会計年度任用職員への移行とし、町長部局と同様に募集、採用試験を実施したところです。

一般の試験方式になじまない職種があったのではないかと、募集方法、試験方式に問題はなかったかとのことですが、募集は、町の広報やハローワークを通じた公募であり、応募者全員を対象に作文と面接を実施しております。

採用方法は法律を遵守したものであり、公平で適正であると考えております。

以上、1番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 答弁ありがとうございました。

それでは、改めて質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスへの対応についてであります。お話にもありましたように、例えば町民に向けては2月10日付の広報こさか、この10ページに関連記事が掲載されておりました。しかし、率直に言って、非常に説得力の弱い、そういう印象を受けました。数行ですよね。何か表現が悪いのですが、人ごとのような、責任は町にないよというような印象を受けました、あの記事を読んで。それで、逆に不安を感じた部分もあるわけですが、町民の命と暮らし、健康に関わる問題でありますから、もっと違った観点からのアプローチ、問題提起、行動提起があってもよいのではないかと。先ほどのお話では、対策本部等を設置して具体的な、内部的な体制の確立はされているようですが、それが町民には見えない。町民に見えなければ、町民はやはり不安になります。町が本当に危機管理に取り組んでいるのかということについて、言ってみれば、テレビを見てくれ、新聞見えてくれ、県の情報を聞いてくれ、国のいっていることを聞いてくれという姿勢だけでいいのかという、このことが問われているのではないかとこのように思いました。

新型コロナウイルスの脅威は、皆さんも既に重々ご存じだと思いますけれども、人の移動、交流、この動向に密接に関わっているわけであり。一般社会生活の現状で人の移動、交流が広範囲、全世界規模に及んでいるという状況の中で、いわゆる現代における特徴的な疾病というふうにも規定されてきているわけですが、小坂町民にとっても人の移動と無縁で暮らすことは難しい状況になっているというふうに思います。

外国とのかかわりでは、例えば観光も当然これはその範疇に入ります。あるいは、町内にある事業所の事業活動の中でも海外事業所との交流をはじめ、多様で複雑な形態で行われて

おります。具体的には、DOWA関連の企業は中国に密接に結びついた仕事をしており、十和田オーディオでもそういう海外展開の一環として中国に関わりを持っている等々を考えれば、非常に多種多様、複雑になって、静かな農山村だから大丈夫だとだけでは済まないような状況になっていると思います。それだけに、町でも問題を広報に掲載した視点ではなく、主体的に捉えて対応を検討し、町民に示していただきたいと考えます。

まず1つは、町として観光に関わる出入国と町との関わりの状況、仕事による出入国との関わりの状況等々、もう少し具体的な把握が必要ではないか。町内の観光業者、あるいは町内の企業等に協力を依頼しながら、その出入りの、あるいは交流の状況を実態として把握をしていただきたいというふうに思います。

次に、対策本部を設置しておられるわけですが、町としての窓口は具体的に設置があるわけですから、この窓口を基点に町民に対する情報の発信、それから相談の窓口等々にしっかりした位置づけを行って、具体的な行動を起こしていただきたい。

先ほど広報あるいはホームページ等と言いましたけれども、特集号を組んでも、特別瓦版といいますか、そういったものを含めて、やっぱり町としてこの問題についてはこうしているのだということを明確な意思表示と、それから町民に対して安心感を与えるような、何かあったらどこにどういうふうに相談したらいいのかを含めて、町が窓口を持っているのだ、対応できるのだという体制を、確かに町だけではできない問題もあるかと思います。保健所との関係もあります。例えば、熱が出たらどこにどういうふうに行ったらいいのか。保健所に相談してくれるだけでなく、町のやはりしかるべきセクションがこれに具体的に対応できる、そういう体制が必要だというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今の議員がおっしゃられるとおり、町民に対する情報発信は必要なものと考えております。

ただ、先ほどおっしゃられた広報の2月10日の広報の時点では、刻々と情報が変わっておりますので、最低限この段階で発信できるものとして発信しておりますので、ある程度、昨日も厚生労働省で今後の対応について発表されておりますので、それを踏まえた形での町民への周知の方法は、早急に考えていきたいというふうには考えております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ぜひ先ほど言いましたように、町はこの問題に関心を持って皆さんに安心・安全のためにこういう取り組みをしているのだということを町民に分かるような、

そういう対応、先ほど言いましたけれども、いわゆるこの問題についての町としての特集号を、広報の一つの特集号を出すとか、そういう対応はぜひ、確かに刻々変化している部分もありますから、どの時点でというのは非常に難しいかもしれないけれども、しかし、かといってそれを待っているとずるずるといけますので、その点については、町民のやはり関心をどういうふうにつかんでいるかということに敏感につかんでいただきながら、対応をお願いをしたいというふうに思います。

次に、災害ごみ受け入れについて改めて伺います。

これは12月議会でも申し上げましたけれども、災害ごみの処理問題というのは災害復興に重い足かせとなってきている。だから、その処理に協力することは有意義なのだ。やはりそれは私たちは否定する必要はないし、むしろ積極的にそういう処理能力がある町であるから、これは受けることは、それはいいということなのですけれども、ただ、その問題、災害ごみということが逆に、非常にやっぱり危険なごみも、内容も含まれているということを十分対応した上での受け入れは必要だ。

例えば、最近も情報入ってきました。千葉で、私たちが前に問題にした廃棄物、汚染された焼却灰を処理できなくて、フレコンに入れて積んでおいたと。ありましたよね。それが災害終わったらどこか行っちゃったという話ね。流れちゃったのですよね、流れちゃった。結局この災害ごみの中には、ある意味で入ってきている可能性があるのですよ。そういうごみなのだということをやっぱり頭に入れて対応していただかないといけないということで、私は12月議会で申し上げたのです。だから、搬出元はしっかりとそういうものに対して、分別できるものは分別する、そしてまた検査すべきものは検査した上での処理をしているのかどうかをしっかりと確認をした上での受け入れをぜひやっていただきたいというふうに考えていたわけでありませう。

幸い現地に環境審議会の皆さんと一緒に行って、どういう内容で処理されて、どういう状況だったということは、具体的に見てきているわけでありませうので、そういうことを含めて安心・安全なのだということを町民に知らせていただいた上で、やっぱり受け入れる責任を果たしていくという、そういう対応をぜひ取っていただきたいというふうにも思っていたわけでありませう。

結果についてはホームページ等で、あるいは広報等とも言いますけれども、せっかくの機会でありませうから、ここまでやって大丈夫なのだということは堂々と言っていいわけであるならば、機会を捉えてやはり町民に直接報告をする場を持つということはあつてしかるべき

ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 確かに、必要な部分もあるのかなとは思いますが、その災害ごみには特化したようなことで、まず改めて開くのはという思いをしております。いろんな形で、まず報告できる場所では報告していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 逆に、町民の立場から説明会を開いていただきたいということを依頼等は出される場合もあると思いますが、そういう場合でも、それは私は広報等で報告しますから、それは受けませんという対応なのでしょうか、確認をさせてください。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、話ししたような形で何とかやらせていただければと思っております。

○議長（目時重雄君） 1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） そういうことであるならば、それはそれでそういうことだということでは対応を考えなければいけないというふうに思っていますので、この問題はこれだけにしておきましょう。

次に、会計年度採用職員にかかわってであります。

具体的に、試験が既に終わられていたということでありまして、これは1 つには、職員募集については、これ12月の広報ですかね、出ていたのは。2月号にまた改めて出ていましたね。というのは、これは2月10日号に出ていた記事では、12月広報に出した職員のうち、職員採用試験で職員が不合格になったのか、応募がなかったのかは分かりませんが、改めてこの職種について募集しますということですよ、記事は。

一般事務職員2名、それから歯科衛生士1名、学校生活サポート2名、放課後児童支援員3名、七滝公民館長1名、川上公民館長1名、これについては、最初の試験では合格者がいなかったのか、採用希望者がいなかったのか別にして、改めて試験を募集しているわけです。この過程を一つ見ても、何かちょっと応募しないという職種があったはずでありますね、この中で。12月時点で募集をして、試験に誰も応募しなかった職種はある。なぜか。ということがあったので、私は先ほど募集方法等に問題がなかったのかという質問をさせていただいたわけでありまして。

特に、これを見ますと、一般職、町長部局でいえば一般事務の2人だけです。あと、歯科衛生士もありますか。以降、学校生活サポート、放課後児童支援員、七滝公民館長、川上公民館長、これは教育委員会部局ですよ。教育委員会部局での職員採用の問題で、特にここで見ますと、一つの職場の状況をみると、正規の職員がいない職場が多いようです。いわゆる今までは臨時職員だけだ、今、今度は任期採用職員だけの職場、こういう応募がないのです。教育委員会部局で、そういう正規の職員がいない職場をみますと、郷土館、図書館、七滝支所、公民館、川上公民館、こういったところは今、私が指摘したような職場、正規の職員の配置がありません。今度は、いわゆる任用職員だけの職場になります。

あわせて、ちょっとやはり一般の職場と違った特殊な、いわゆる職種、これは川上公民館、七滝公民館館長職、これはやっぱりちょっとまた特殊な職場に私は考えております。これは言ってみれば、この館長職というのは、非常にある意味では特殊な能力が必要、ただ人が誰かいればいいというところではないだろうと。社会教育に十分やっぱり精通をしながら、地域の実情をしっかりと把握をして、人間関係も含めて把握をした上で、地域の中心的なコミュニティを担うという意味では、ちょっとやっぱり特殊な能力と特殊な職場だと思っております。今まで特にここについては、そういう方を皆さんいろいろ考えて、どちらかといえばお願いをしてその職に就いてもらったという職種だったと思うのです。ところが、こういう法律改正の中で試験をするということになったので、今度は試験受けてください、そう言われて納得できたのかどうか、現に納得しなかったから、現在の館長も試験を受けていないわけでありまして。

こういう問題について、やはり確かに法律が変わったからしょうがないのだということなのかもしれないけれども、十分にやっぱり配慮をしたきめ細かな、やっぱりそこで働く人を含めた人にご理解をいただいて協力をしていただく、担っていただくという理解を得るための努力をすべきではないか。と同時に、そういう採用の仕方ってあってしかるべきではないかというふうに思うわけでありまして、この点、所見を伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会教育長。

○教育長（澤口康夫君） 今の質問にお答えさせていただきます。

私の答弁でお答えさせていただきましたとおり、一部改正に伴って特別職の非常勤職員の定義が先ほどの説明で5点で厳格になりました。その以外のところが今回の対象のように会計年度職員というふうにさせていただいておりますし、法律の説明のところでも募集、採用関係に当たっては、できる限り広く適切に募集をして、適切に選考して客観的に能力をとい

う、こういうふうに変更になっていますので、それを踏まえて今回も対応させていただいたということです。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ちょっとかみ合っていないような気もするのですが、それではあれですか、再試験をしますよね。今、募集していますよね。ちゃんとそれ再試験をした場合に、ここの例えば2つ、公民館、限定しましょうね。七滝公民館、川上公民館館長はしっかりと採用できる、そういう人の当てはございますか、自信はありますかということをお伺いしておきます。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） お答えします。

今の時点ではっきりとは申し上げられませんが、それで今広く募集をかけているというところでございます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 結果は、まだ募集しているところですから、出ないのかもしれませんが、いずれにしてもこれは町がそれぞれの町の仕事をさせていただく人をどう見て採用しているのかに関わるやっぱり問題点があるのではないかと。町の仕事を担っていただく職員を採用するときに、やはりどういう仕事をする人なので、どういう能力が必要で、どういう採用をする人は求めているかと。それにふさわしい人を求める場合については、それにふさわしい募集の仕方があるだろうと。ただ単に、労働時間何時間、賃金幾ら、はい、採用、皆さんいらっしゃいますかだけでは済まない、やっぱり扱い方があるのではないかと。

特に、行政を担う職種というのは一般職含めて、いわゆる様々な職種があります。こういう職種に携わるその人たちが集まって自治体職員の構成をするわけでありますので、こういう職員採用に当たっての考え方というのはもう少しある意味じゃ配慮があってしかるべきだろうし、この任期採用職員の今後の川上、七滝の館長はどうなるか分かりませんが、これを一つの教訓にさせていただきながら、この採用の仕方、あるいは人への対応の仕方等について、学んでいただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、もう一つ関連なのですが、この際申し上げておきます。川上、七滝公民館の職員体制については、この際、改めて確認をさせていただきたい。

両公民館の職員体制は、たしか平成20年頃までは町の職員がそれぞれ毎日勤務をしていたと思います。いわゆるその後、行政改革の一環で、町の職員の常駐体制を減らす方向になり

ました。それ以降は、両館とも嘱託館長が週16時間、職員1人が七滝に週2日、川上に週3日、そして臨時職員は平日5日勤務、こういうことでやるのだということをたしかこれは地元住民の了解を得て、こういう職員配置にしたというふうに私は記憶しております。この点で両地区で年2回利用者会議を行っておりまして、この利用者会議の中で、今後職員体制はこうしますよということについて説明をして理解を得たと思っています。ところが、その後、利用者会議そのものは平成21年に職員体制が変わらなければ、年1回でいいというような形で了承をされたという記録が私のところにあります。しかし、平成24年度以降に利用者会議は開催されておられません。町職員の勤務の週1日程度という状況になって、平成25年以降はそういう意味ではほとんど職員は顔を出さなくなりました。

こういうふうに公民館での職員の配置が変わってきている、こういう状況をやっぱりそれぞれの公民館の職員は知っているのですよね。こういう中での今度の館長のいわゆる問題があったので、言ってみればもうとにかくやっつけられませんかという話ですよ、端的に言って。やっぱりずるずるとやはり自分たちの位置づけ、仕事してきている位置づけがこういう形でずるずるになっていることについて、もう責任を負えないので、これ以上、試験受けてまでやりませんというお話ですよ、はっきり言って。こういう状況になったことについて、やはりこの際、もう少し考え直していただきたい、このことを申し上げて、この問題は終わります。

ちょっとあれだよ。最後に、介護保険にかかわってであります、ぎりぎりまでやっつけられませんか。あと、介護保険についてももう少しやっぱり時間が必要ですので、時間の配分等がぎりぎまでいっておきますか。じゃ、再質問だけして、答弁から、でもちょっと長くなるのですよ。

○議長（目時重雄君） 分かりました。

今、質問者から若干時間が長くなるということですので、時間が早いですが、これより昼食休憩に入らせていただきます。

再開は1時といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、一般質問を再開します。

1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） それでは、午前中に引き続き質問を続けさせていただきたいと思  
います。

最後の課題は、介護保険にかかわってであります。改めて伺いたいと思います。

ここで議長に許可をいただき、資料を配付させていただきたいと思しますので、よろしく  
お願いします。

〔資料配付〕

○1 番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

ただいま資料を配付させていただきました。これは、町の事務報告から作成をさせていた  
だいたものであります。

まず、1 枚目の資料であります。これは平成30年度の事務報告に記載された介護認定者  
の年度別資料と、介護度の年次推移についての統計資料であります。この資料から読み取れ  
る小坂町の状況と全国平均との比較がそれぞれ述べられておりますので、少し述べさせてい  
ただきたいと思います。

まず、上の表であります。介護認定者の年次別状況、ここで数字的にはこういう変化を  
来しているわけですが、その下段にこういう記載があります。65歳以上の人口に対す  
る要介護等の認定者の割合が、平成18年度から少しずつ減少していたが、後期高齢者人口割  
合が年々高くなり、平成23年度からは再び介護認定者が増加に転じたという点、それから平  
成24年の秋田県の認定率は20.3%で、平成24年の全国平均17.6%であるという記載、それ  
から平成29年度の認定率が減少しているが、この減少した理由は、総合事業への移行してい  
る対象者がいるためであると等々書かれております。こういった下の記載を見ながら上の数  
字を見ると、その変化が分かるわけであります。上の表の年度別のところ、平成27年3月、  
実はここが一つの介護保険の改定時期でありまして、この前後で数字的な違いが出てくる  
ということも少し見えてくるわけであります。

それから、下の表は介護度の年次推移であります。これは平成13年度から始まった制度の  
推移で、この要支援から介護5までの各認定に対する人数の推移が書かれております。ここ  
でも一番下の欄に、平成18年3月をピークに介護認定者が少しずつ減少していたが、平成  
23年度に入り再び増加を始めた。要支援は平成21年度をピークに減少していたが、平成24  
年から再び増加し、平成27年4月から総合事業が始まる。そして要支援認定者及び認定者全

体が減少したと、これが制度の変更と同時にそれぞれの介護度の人数の変更、推移等々が見えてまいります。全体的には、いわゆる介護度認定者は300人の水準に現在もきて、もうこれが定着、そして今後はこれが減っていくと。しかし、内容的には、軽度が減って介護度の高いところが増えていくという、そういう数字が見えてくるわけであります。

そこで、2枚目であります。2枚目は、介護保険給付費支払状況の推移、これは各年度の事務報告から、平成26年、2014年以降、2018年までの事務報告がありますので、それから抜粋して比較表を作ってみました。現在、こういった介護が行われ、介護保険では、介護保険から支払われる介護がこういった内容で行われているという一覧であります。

そして、ここでも平成26年3月から平成27年2月、2014年、このと2015年の間に一遍改定がありました。そのところにマークをして線を引いておりました。ここで改定が行われております。その次が、2017年から2018年の間のところに線を引いておきました。ここでも制度改正がありました。介護保険の制度改正に伴って、利用者の状況あるいは給付の状況がやっぱり制度が変わるときに変わってくることは、この表から分かるわけであります。

特に、総合事業が始まった平成27年以降の数字が大きく問題になってくるわけであります。例えば、2015年から2016年のところ、2014年の末に、2015年に入るときに制度改定がありますから、実際にその制度の影響が出てくるのは少し経過してからということになりますから、これで見ますと、例えば通所介護については、2015年が1,270件あったものが、2016年には573件に減っているという、こういう現象が起こります。これは、先ほど言ったように、制度変更による利用者の移動、変更があるということで、こういうことになるわけであります。

こういうことが起これば、当然これは介護保険の給付の金額にも影響しますし、そしてまた、そういう事業を行っている事業者の収入にも影響するということになります。等々、全部については時間的にありませんので説明し切れませんが、こういった表を逐次見る中で、様々なことは見えてまいります。そこで伺いたいというわけであります。

例えば、今、言ったこの表の範囲では、2015年度から2018年度に各見直しがあった。そして、上段の訪問介護から介護予防サービスまでのサービス、これは2015年度以降に件数としては減少し、同時に給付費も減少しているということ。それから、中段の夜間対応型訪問介護から、2015年の制度見直しの翌年の2016年の新たな事業、それから地域密着型通所介護が加わって、件数と給付がともに増加している。また、合計した一番下の合計であります。件数、給付とも漸増してきたものが2016年、平成28年には一度減少していると、こ

ういう推移をとってまいります。こういった資料と関連して、別の角度から、町の高齢者実態と介護保険の利用状況について、見方について、少し私の所見を述べさせていただきたいと思えます。

実は、先週末、七滝地区自治連協の自治会運営研究会が開催をされました。そのときに、社会福祉協議会の柏山事務局長から、小坂町における地域福祉の現状と将来についての講演をいただきました。町の人口、世帯の状況、将来の人口推移、福祉環境の状況の変化と、これらの介護、社会参加と介護予防など有益な内容のお話をいただきましたけれども、その中で、厚労省の介護保険事業状況報告によれば、小坂町は85歳以上の高齢者に占める認定者の割合で、全国の自治体の中で低いほうから10番目、これは驚き、驚くべき数字です。こういう報告を受けました。高齢者に占める認定者の割合が全国10番目に低いということは、高齢者が元気だということですよ、全国的に見ると、そういう状況になっている。厚労省の数字が正しいかどうかは別にして、そうなっているということです。それから、もう一つ、小坂町の介護保険料は、県内では大潟村に次いで低い、これ確かです。2番目ですよ。この数字から言えることは、小坂町は元気な高齢者がとても多いということになるのだというお話がありました。

この数字などにも、これまでの町の福祉や介護保険に関わってきた施策の反映があると私は思い、考えております。一番この問題で冒頭申し上げました、町が頑張ってきた成果がここにあるのだという、今、起きているのだということを申し上げました。この数字にも出ているというふうに思いますので、この点は非常に自信を持っていいだろうというふうに思っています、私、改めてここで申し上げておきたいと思えます。

さて、そこで、この現状を踏まえた上で、予定されている今後の介護保険の改定等によってどうなるのかということが非常に心配だということなのです。介護保険利用者の負担の強化と介護事業者の経営悪化が懸念されるというふうに申し上げましたけれども、どういうことかといいますと、現在での改定に関する国の動向、主管する厚労省などの取り組みの状況から、予定されている改定によって利用者の負担強化と介護事業者の経営悪化が懸念されているというふうに私は考えているからであります。

近年の制度改定でいえば、2015年度の改定で、介護予防を必要とする要支援1、2の訪問介護、デイサービスなどの通所介護の給付を外して、総合事業として市町村が独自に行う事業に移行させたわけでありまして、そして、それに続き、財務省は今回、要介護1、2の生活支援は料理、洗濯、家事支援、家事援助を総合事業に移行する案を示して、そのための準

備を進めているという状況であります。しかし、この要支援1、2の総合事業の現状は、小坂町の場合は、先ほど言ったように、非常にうまくいっているというふうに申し上げましたが、全国的にはうまくいっておりません。

その実態が示されているとして、これまでヘルパーや介護福祉士などの専門職が行っている訪問通所サービスを一定の研修を受けた無資格者やボランティアで行えるようになりましたが、これらの無資格者のサービスによる報酬というのは、実は専門職の9割から7割という低い状況になるわけでありまして。しかし、利用者からすれば、ボランティアへの切替えや地域の体操教室に放り込まれるなど、サービス制限や切下げとなって、元気な人ならまだしも、支援を必要とする人などについてはかなりの影響を受けると、健康悪化や生活維持困難が増すという実態が全国に広がっている、この状況は見ております。

また、介護事業者、特に訪問介護、通所、短期入所の事業者の間では、制度改定の翌年の2016年以降、年々倒産総数が増えている、こういうことははっきりしてきております。

当町でいえば、幸いに、何回も申します。包括支援体制への移行や総合事業への切替えが非常にうまくいっているから、その辺の問題は見えてきていないかもしれない、表面的には。しかし、全国的な傾向と、今現在は少し異なっているといえますけれども、今後の介護保険の制度の改定によっては、いずれ全国で起こっているようなことが当町でも起こり得るというふうに考えざるを得ないわけでありまして。小坂町がそういう状況から切り離してどこまでも行けるという状況ではないということをしつかりと踏まえた見通しを持たなければいけないだろうと。

現に、最近であります、小坂町でも、いわゆる通所介護系では利用者数が減ってきているということの中で、事業者は事業の縮小あるいは統廃合も考えているという状況が生まれております。こういった体制を踏まえた、今のうちにこういう方向を見据えた町の施策というのが必要であろうと。特に、法律との間で隙間ができるわけでありまして、その隙間を町の施策で埋めていくという努力もすべきだろうというふうに思っておりますので、こういう今の私が申しました介護保険の状況についての認識と、その状況の中で、私が今、示したように、何らかの対応をしていくという必要があるのではないかということについて、町としてどのように受け止めているか、考えているかをまずお伺いをしたいと思います。大分長くなりましたけれども、よろしくお願いたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） お答えをさせていただきます。

冒頭にお褒めのお言葉をいただけて、本当にありがたく思っております。

議員からの……

○議長（目時重雄君） すみません、もうちょっとマイク近づけて。

○福祉課長（西谷浩一君） 議員からお示しをいただいております資料の中でございますが、まずそこから、こちらの見解、それから状況等について、若干説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議員から配付されております資料の、例えば通所介護の部分でございます。議員の方からお話がありましたとおり、平成27年3月から平成28年2月分ということで、2015年度、平成27年度から第6期の介護保険事業計画に基づきまして事業を進めておったわけなのですが、新総合事業が新たに開始されまして、その当時、報酬単価がマイナス改定となりました。平均で2.27%、それからデイサービス事業等においては5%ぐらいの報酬単価がマイナス改定とされております。それから、併せて2018年度には第7期の事業計画期間でございますが、この年には報酬単価がプラス改定ということで、0.54%のプラス改定がなされております。

2016年度の部分の表で説明いたしますが、このうち通所介護の部分でございます。平成27年度、2015年度については総計で1,270件で給付費が8,519万6,871円、そして2016年度には573件、そして3,891万7,628円というふうな給付費の実績でございます。しかしながら、1つは2016年の年から地域密着型通所介護事業が新たに創設をされまして、そこに町内の3事業所で通所事業所がスライドしております。単価的にも、通常のデイサービスの単価よりも地域密着型ということで、町の方で指定する単価の方が高いという形から、そちらの方に移行しております。比較する場合に、この通所介護であればこの573件と、それから表のちょうど中間になりますが、地域密着型通所介護の413件、これを足した形での比較というふうになります。

さらに、総合事業が本格的に平成28年から行っておりますので、平成27年度については、1年かけた形でのスライドがされておまして、平成28年度から完全なスライドを開始しておりますが、その総合事業に移った方が314件、金額にしまして766万8,052円という数字がございます。これをトータルで足しますと、総計数で1,421件で金額としては7,963万2,364円という数字になります。

いずれにしても、平成27年と比較しまして900万円ほどの減収、減収と申しますか支出が減額となっているというふうな状況でありますので、議員ご指摘のとおり、通所介護事

業所等においては、当然収入が減ったという形では間違いはございません。しかしながら、総合事業のうち、さらに拡大をいたしまして、基準緩和型のミニデイサービス、そういった事業も平成27年度から実施をしております。そちらの事業の方にスライドした方々も結構いらっしゃいます。その方々については、平成28年度実績で121件、175万1,850円というふうな支出になってございますが、トータルで考えたときには、当然全体では800万ぐらいの減収になっていたのではないかなというふうには分析をしております。

それと、今回の法律改正に伴いまして、大きく12月27日付で社会保障審議会の介護保険部会が意見という形で提出をされております。その中身につきましては、大きく8項目のうち、議員ご指摘のとおり、6項目については先送りという形での意見が出されております。しかしながら、来年の改定については、給付、補足給付、施設の負担限度額の引上げや高額介護サービス費の部分の引上げがされるというふうには聞いておりますが、まだ現段階では国会審議中でございますので、そういった制度の内容については、まだはっきりとは決まったということではございませんが、それに向けた形での、こちらも対応を考えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それと併せて、来年の2月ぐらいをめどに、恐らく国のほうで、来年4月からの報酬単価の改定がどの程度成るのかという部分については、まだ見通しが立ってございません。ですので、令和2年度中に策定いたします第8期の介護保険事業計画、その中で事業所、それから関係者含めて、色々と将来に向けて協議をしながら、将来のサービスの確保、こういった形がいいのかなということを含めまして検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

まだ具体的な改定内容は分からないという状況の中での質問でありますので、なかなか答えにくいのかもしれません。私自身も、中身をしっかりとつかんだ上でということではなくて、どうだろうという話でありましたので、内容についてはそれだけにしておきたいと思っております。

問題は、介護保険制度はただ今まで、昔は介護をすればいいだけでなく、いわゆる介護度を軽減するための内容とか、そういうものが入ってきているわけであります。いわゆる介護をする人に、場合によっては体操を強いるとか、そういう内容になってきている。これは強いていえば、逆に介護度が上がることによって、先ほどの経営者側でいえば、逆に介護度上げてやれば収入は少なくなるという、そういう制度矛盾を含んだ内容でありますので、非常になかなか難しい問題も含んでおります。

しかし、そうであっても、要はやはり町民がどんな介護を必要とする状況であっても、幸せに暮らしていける、安心して暮らしていけるというまちづくりをどう進めるかということの課題だと思います。それに向けての、確かに法律的な規制はいろいろありますけれども、法律を踏まえた上で、町でできることは何か、常にこれは探求していただきたいと思います。今まで、例えば介護保険でいえば、いち早く包括支援センターを立ち上げて、そこできめ細かいサービスを行ってきた町の方針をさらに進めていただきたいと思いますということを最後をお願いをして、また、場合によっては、この3月で任期は終わりますけれども、場合によっては何かの機会に質問することはあるかもしれませんので、申し添えておきたいと思います。

最後になりました。この私どもの任期も、この議会で終わるわけでございます。私自身、この4年間、ある意味では多弁で意味不明なこともいろいろ申し上げました。それに関わらず、真摯に受け止めて答弁をしていただきました。このことについてはお礼を申し上げて、この4年間の皆さんに対するお礼を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） これをもって、1番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 成 田 直 人 君

○議長（目時重雄君） 次に、8番、成田直人君の登壇を求めます。

8番。

〔8番 成田直人君登壇〕

○8番（成田直人君） 8番、成田、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を始めたいと思います。

通告書に掲載させていただきました内容は3件であります。これらについて、町執行部からお話を伺うというものでありますけれども、最初に一言申し上げておかなくちやいけないなど思っておりました。

今まで私も、これまで2回か3回ほど執行部に資料を求めたという経緯があります。そのことについて、今日、資料を頂けるといことは聞いていましたが、それは大丈夫ですね。大変恐縮です。この資料を私が、鹿兒島さんのように自ら作ってそれを配付するというやり方が本来は適正なやり方なのだとすることを初めて気がついた点もあります。ただ、町の先

例集では、私が今、行おうとしている行為は、これまで認められていることだということは理解していましたので、それを踏まえて、町側も資料を提出して下さったものだと、そのように心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、内容に入っていきたいと思います。新年度に入ります、この4月1日以降、先ほどお話のあった会計年度任用職員について、重複する点があります。また、2番、3番の介護保険の関連でも、重複する質問にはなりますけれども、若干視点が違うということ踏まえてご答弁をいただければなと思っております。

まずは、1点目であります。

これまでの体制とは変わって、職員の在り方を、毎年1年間の試験を受けさせ、そして給料を決定し、1年間雇用するという形での会計年度任用職員について、今までも色々と、平成30年の決算等を見ていて、色々と町の経常収支比率が非常に悪い状況になっていると、今回、こういう形で1年間の間の中でどういう決算が打たれるかということもちょっと気になりましたし、また、これまでの職員の臨時職員がどういう形ではり付けになるのか、その辺のところも非常に気になりました。そういったところから、そういう人材がどう変わっていくのかと、それから職員に係る給料と、これは報酬、人件費という形になりますけれども、これがどう変わっていくのかを具体的にお知らせをいただきたいというものであります。

先ほどの鹿兒島さんとの議論の中で、教育委員会の調理の部門、これが委託業務に変わるという話も伺いましたので、その辺のところはまた教育委員会からも詳しくお話を聞きたいと思っておりますけれども、まずは今回出された令和2年の予算書の85ページから88ページの間、一般職についての人員、それからこの会計年度任用職員の人員について、しっかりと網羅されているわけです。先ほど鹿兒島さんの方からもお話があったわけですが、町が出したこの広報の内容、この人数の値が若干違うなという点もありますので、それらも後で再質問の中でお話し合いをできればいいなと思っておりますので、その辺よろしく願いをいたします。

それから、2点目の健康寿命の延伸についてということで質問させていただきます。

日本の今の状況では、とても急速な形で高齢化が進んでいるということであって、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が世界1位ということのようであります。一方、じゃ健康寿命はどうかというと、非常に乖離が指摘されていると、平均寿命が男性81.23歳、女性が87.32歳ということであるのに対して、健康寿命は約10年短い現状になっているというのが、今の日本の現状だということでありまして。こうしたことを踏まえて、厚生労働省もいろんな

観点でいろんな事業を各市町村にやらせようということなわけでありますから、このことについて、1点目から5点目まで質問をさせていただきます。

当町において、この65歳から74歳と、それから75歳、後期高齢者以上で、要支援、要介護とされた人の割合がどういう形になっているのか、またこれが、他の市町村と比較してどういう関係になっているか、まずちょっとお知らせをいただきたいと思います。

それから、厚生労働省は、加齢に伴い筋力や心身の活力が衰え、介護が必要になる一歩手前のフレイル、フレイルとは虚弱ということのようではありますが、こうした人たちを把握するために、新年度より、75歳以上の後期高齢者を対象にした新たな健診を導入するという話を聞いておりますが、その概要とはどういうものなのかをまずはお知らせください。

それから、3点目ではありますが、健診後の取り組みといったものが非常に重要なことではないか、そのように感じております。ぜひその健診結果、これをどう活用するのか、町としての対応をお示しいただきたいと思います。

それから、4点目であります。そのフレイルというのを健診を受けない方々に対する対応、未受診者への対応ということになりますが、これらについて町の考え方はどういうものなのか、これもお知らせください。

それから、5点目、このフレイル対策や重症化予防等の取り組みを進めていく上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が必要になるのではないかと、そう思うわけですが、これらに対する課題と今後の方向性ということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、大きい3点目であります。保険者機能強化推進交付金の取り組みということで質問をさせていただきます。

国は、平成29年の介護保険法の改正によって、保険者機能強化推進交付金制度を創設して、平成30年度から自治体への交付を開始しております。令和2年度の国の対応というのは、これまでの200億円の倍増となる400億円を交付しようという試みのようであります。これも通常国会、予算が通らなければ、これはならないわけではありますが、そういう方針で国は進んでいるということでもあります。都道府県、市町村において、認知症予防や要介護度の維持、改善に向けた取り組みを積極的に行った実績を数値化して、そしてそれを評価し交付金決定というふうになるというものだと、そう思っておるわけではありますが、これらについて、1番、2番、3番と質問をさせていただきます。

1つ目です。保険者機能強化推進交付金制度（介護保険における自治体への財政的インセ

ンティブ)、これはインセンティブとは歩合とか報奨金というふうな意味合いになりますが、積極的に取り組んだ町に対して、その交付金の額を増やすということのようでありますけれども、このことについて、町は平成30年度どのような状況であったのか、また、今はもう令和元年度に入っておりますが、これらも併せて、平成30年度と比較して事業の内容がどういう形になっているか、お知らせをいただきたいなと思います。

それから、2点目であります。平成30年度の当該交付金の総額、これが小坂町はどのぐらいの金額になっているのか、またこれも併せて、ほかの市町村とのかかわりもあろうかと思っております。その辺をお知らせいただきたいと思っております。

3点目です。取組内容の一つに、リハビリ職と連携して効果的な介護予防を実施をしなくてはいけないという項目があるようでありますが、小坂町はこの辺、どのような形で取り組まれているのか、その件についてお答えをいただきたいと思っております。

ご答弁をいただいた後、また再質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長(目時重雄君) 町長の答弁の前に、8番議員から、町長の資料を求められておりますので、配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長(目時重雄君) それでは、8番、成田直人君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長(細越 満君) 8番、成田直人議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1点目の会計年度任用職員制度についてのお尋ねであります。

初めに、新年度における会計年度任用職員の採用についてであります。ただいま配付いたしました資料に基づいてお答えいたします。

この資料については、令和元年度において、各課等で雇用している臨時職員等の職種、勤務時間、賃金単価、人数を左側に記載し、右側には令和2年度に任用が予定されている職種、勤務時間、賃金単価、任用予定数を記載しております。

令和元年度は、臨時職員のほか常勤的嘱託職員の郷土館館長、非常勤特別職の川上・七滝公民館長を含めて72名を雇用しております。このうちから、会計年度任用職員制度の導入による職の整理に伴い、会計年度任用職員となる職種のうち、令和2年度も任用する必要がある職種について募集を行い、現時点で42名を任用する予定としております。

令和2年度に会計年度任用職員として任用する職種の勤務時間及び賃金単価の考え方につ

いては、11月22日開催の議会議員全員協議会においても説明しておりましたが、各業務内容を精査し、全ての職においてパートタイムとして任用するほか、賃金単価については、行政職給料表及び単純労務職給料表を準用することとしています。また、初任給等の格付についても、任用される職の職務内容及び資格・免許等の有無など、職の専門性や同一の職に従事した経験年数等を加味して個別の設定するほか、基本的には令和元年度の賃金単価より低くならないように配慮することとしています。なお、表に記載している令和2年度の賃金単価は、各職種における基準単価となっております。

次に、会計年度任用職員制度の移行についてであります。現在雇用されている臨時職員等に対して、11月29日、30日の両日において、制度への移行を含めた働き方の変更について説明会を開催しております。また、説明会へ参加されなかった方に対しても、総務課において個別に対応をし、必要に応じて詳細な説明を行っております。このことから、おおむね理解は得られたものと思っております。

2点目の健康寿命の延伸についてのお尋ねであります。

日本は先進国の中でも高齢化の進行が顕著であります。これは少子化に加え、以前と比較して平均寿命の延伸が影響していることも要因の一つと考えております。2001年と2017年の約15年間で比較しても、日本人の平均寿命は男女ともに約2年から3年程度延びており、今後も平均寿命は延びていくものと推測されております。議員ご指摘のとおり、平均寿命は延びている一方で、健康寿命との乖離はなかなか埋まらない状況にあります。

町の令和2年1月末時点における65歳以上の高齢者に占める要介護認定の状況でございますが、65歳から74歳まででは0.96%、75歳以上では13.15%となっております。

町の高齢者の特徴として、平均寿命は秋田県平均と比較して短いものの、不健康な期間、いわゆる介護を必要とする期間は男女とも県内で一番短く、また、85歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない高齢者の割合は、全国でも上位に位置しております。これは、町がこれまで実施してきた介護予防事業の成果が少しずつ数値に現れてきているものと考えております。

また、健康寿命を延ばす上で、フレイル対策、いわゆる虚弱高齢者に対する対策は非常に重要であります。それにはフレイルのリスクがある方を早期に発見し、その原因を正確に把握し、適切な支援を行うことが必要です。フレイル対策については、これまで様々な研究が行われておりますが、社会あるいは地域とのつながりを確保したり、活動的な生活を送ることが効果的といわれております。

こうした中で、令和2年度から、介護予防と保健事業の一体的に実施する新しい事業を開始いたします。これは、高齢者の医療、健診、介護予防に関する取り組みをそれぞれ別々の事業として展開されていることにより、情報連携や支援の遅れにつながっていることが課題となっていたことから、医療の受診状況や健診の受診に関する情報を包括して分析するとともに、虚弱のリスクが高い高齢者を早期に発見・支援を行えるようにしようとするもので、全国の市町村で取り組むこととなります。

フレイルの早期発見に関する取り組みについてですが、これまで後期高齢者を対象に行う健診では、40歳から74歳までの特定健診の項目に準じた質問票が活用されておりましたが、メタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイルなど的高齢者の特性を把握するものとしては不十分であるとされていたことから、令和2年度からフレイル把握のための後期高齢者の質問票に変更し、運動や食生活の習慣、物忘れの有無など15項目を尋ね、後期高齢者の運動能力や栄養状態などを把握し、フレイルの早期発見や指導、助言を行ってまいります。

併せて、健診の未受診者への対策として、昨年秋に試験的に実施いたしました、かかりつけの医療機関で行う個別健診も、本年5月から本格的に実施する予定です。個別健診のデータも集団健診と同様に国保連合会へ健診データが送達されることから、KDB（国保データベースシステム）を活用した個別の保健指導や、お元気くらぶなどの地域での通いの場でも、後期高齢者の質問票と従来の基本チェックリストでの評価も合わせ、実態把握とフレイル予防の指導に活用できると考えております。

町では、高齢者の健康状態と地域の健康課題を早期に把握するため、保健師がKDBを活用して、医療レセプト、健診結果や問診票を分析し、フレイルのリスクを抱える方の早期発見に努めていきたいと考えております。加えて、昨年8月に国立長寿医療研究センターと研究協定を結び、地域の健康課題の分析を実施しております。こうした個別あるいは地域課題に関する情報を総合的に把握・分析し、町民の健康寿命を延ばす取り組みを推進してまいります。

3点目の保険者機能強化推進交付金の取り組みについてのお尋ねであります。

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、市町村及び都道府県が高齢者の自立支援・重度化を防止する取り組みを推進することを促す保険者機能強化推進制度が新たに設けられました。この制度は、平成30年度から運用されており、主に自立支援・重度化防止に資する施策の推進の取組状況を評価する指標や、それらの施策効果を評価する指標で構成されていま

す。平成30年度は制度施行の初年度であったことから、平成30年度に実施予定の施策に対する評価として実施され、令和元年度以降からは、前年度の取組状況やその政策効果について評価を行うこととなります。このため、平成30年度と令和元年度につきましては、評価対象期間が重複しているため、差がほとんど生じませんでした。令和元年度の評価結果の状況についてではありますが、評価配点は全て満点で692点で、町では467点となっております。全国平均は428.6点、秋田県内の市町村の平均は351点と、全国平均及び県平均より高く、秋田県内では2番目に高い評価結果となっております。

得点が伸び悩んだ項目として、町が指定・指導権限を持つ地域密着型サービスの適正運営に関する項目のほか、介護人材の確保に関する取り組みが挙げられます。この点につきましては、既に本年1月に地域密着型サービス事業所への指導を実施したほか、令和2年度以降の評価において改善されるよう今後も努力してまいります。

また、本制度では、この評価結果と高齢者数に応じ、都道府県と市町村に対して交付金を交付する仕組みとなっております。町には平成30年度に115万1,000円が交付されており、令和元年度は111万8,000円の内示を受け、この3月に交付される予定です。この交付金の使途については、高齢者の自立支援・重度化防止に資する事業に充当できることとされております。町では、認知症高齢者の支援や地域の支え合い活動の推進に関する事業に充当する目的から、地域包括支援センターの運営費に充当しております。

また、リハビリ職との連携による介護予防事業の実施につきまして、町では、小坂町社会福祉協議会が採用したリハビリ専門職と連携し、地区で行っている介護予防事業などで協力をいただいております。町ではこうした活動を行うことを条件に、人件費や活動費を社会福祉協議会に補助しております。専門的な視点により、高齢者の生活機能の改善等を促していくためにも、リハビリ職の協力は欠かせません。そこで、令和2年度以降は、こうしたリハビリ職の活躍の機会を広げていくため、先ほどの健康寿命の延伸にも資する取り組みが広く町民に浸透するよう、関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上、8番、成田直人議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

- 議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。
- 8番（成田直人君） 休憩をお願いします。
- 議長（目時重雄君） 休憩します。
- 議長（目時重雄君） 再開します。

8番。

○8番（成田直人君） 今、申しあげましたとおり、教育委員会については、必要に応じて再質問の中でお聞きしたいと思うということで、段取りを組ませていただいていますので、その旨で進めていきたいと思えます。

さて、お答えをいただきました会計年度任用職員についてでありますけれども、そこから入っていかなくてはいけないわけですが、先ほどの答弁の中で、町が今回出した予算書、先ほど85から88ぐらいまでであるのかな、その中に、一般職とそれから会計年度任用職員、これらが明確に打ち出されております。

私の方からお話をするとすれば、町の職員が今回79名、昨年、令和元年度は78名かな、1人増えるという形になるだろうということのようであります。こちらでは、86ページにありますが、ここでは会計年度任用職員は38名として、それは先ほどのお答えとは若干違ったのかなというふうに思いましたけれども、いろんなやり取りとか、先ほどもお話ありました給食調理の問題が、これが業務委託になるという、そういう話もあったので、多少やり取りがあるだろうと。

ただ、これもそうなのですけれども、先ほど鹿兒島さんが出していた、この広報での募集要項、これが広報に載ったわけでありましてけれども、これでいくと全体の数は44名から45名というのが、これが昨年の12月広報の内容だなというふうに思っております。その後、2月10日から2月21日の募集期間であるまだ決まっていない部分ということで、ここでは10名いらっしやると。ですから、少なくとも44から45の間で、10名は決まっておらないのだということなのですが、そのやり取りは先ほど伺っていました。

ただ、七滝公民館と川上公民館の館長については議論がされましたが、それ以外の部分が現在どのようになっているのかということの、2月21日だから今週の金曜日にならないと分からないわけですね。そこで、それからということになるわけだから、まだ分からない。ただ、募集されているかどうか、そこだけは教えていただいてもいいですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今の質問は、今の2月号の広報に掲載された募集の関係ですね。先ほど言った川上・七滝公民館については応募がなかったので、今回再募集という形にさせていただきました。そのほかの職員については、こちらが想定した定員、募集人員に足りなかったということで、追加募集ということにさせていただきました。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） いずれ先ほど言われた、一番最初に会計年度任用職員がどうなるかは、やはりこちらが基本になるなど、明日から始まる予算特別委員会の中でも、具体的にどこがおかしいかということは、私自身もこれからやっていかなくちゃいけないなというふうな思いはあります。

ここでお答えしていただくというのもあれなのでしょうけれども、まず、この辺のところ、やはりさっきの議論も聞いていて感じることは、やはりふさわしい採用の在り方かどうかという点で非常に疑問を感じています。特に館長になる方々にとってはというのが、私の率直な思いであります。その辺については、また議論の在り方で今後どうなるのか、非常に興味深く拝見をさせていただきたいとは思っております。

それと、もう一つだけちょっと確認したいことがあります。本来、町の職員は定年退職を迎え、それが再任用という形で仕事が継続されておりますが、これはこの正規職員の中の位置づけで考えればいいのでしょうか。そこだけまず教えてください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） まず、今の件につきましては、再任用職員につきましては、先ほどの成田議員が持っている予算書の会計年度任用職員じゃなくて一般職、会計年度任用職員以外の職員の中に含まれております。

あと、それとあと付け加えてすみません、先ほどの予算書の中身と人数若干違うというお話されましたけれども、特別会計のほうにも会計年度任用職員おりますので、トータルすると47人の、特別会計の人数を足しますと47人になっています。ただ、そのうち国際交流員と外国語指導助手も会計年度任用職員になっていますので、それから2人抜いていただければ45人ということになりますので、今回、町で募集している人数と同じ人数でとりあえず募集をかけていると、若干の中身の変動はありますけれども、その人数で募集はかけているということになります。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） ありがとうございます。

再任用の職員、正規職員、これは令和2年度では何名になりますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） すみません、令和2年度はまだ確定しておりませんので、お答えはすみません、できません。令和元年度につきましては、現在8名の方が再任用職員として任用されております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） あとは教育委員会の方、先ほど何度かお話をしました給食調理員について、令和2年度どういう形になるのか、もう一度お知らせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 給食調理員につきましては、業者委託と考えております。そこに至った理由は、会計年度任用職員ですと会計年度で終わり、いわゆる1年の任用ということになります、基本が。毎年募集をして、採用の試験をしてということを繰り返していくわけです。それが1点。それと、改めての1年雇用となることによって条件付の期間、いわゆる試用期間という期間が毎年1か月間そこに出してしまうということもあります。

やっぱり給食調理に関しては、限られた時間で多くの食数を作る、給食を提供するわけですので、手慣れた方、もう慣れた方がいて、リーダーがいてというところが絶対必要な職種になりますので、そういう意味でも、今の方々が継続して働けるようにと、それから、併せて、なかなか休めないということも実はあります。代わりの方が入れないと休めなかったりというので、休むときに必ず代わりの方を探すということも、私たち結構、実は大変でして、そういうところも踏まえて、業者さんからのそういう派遣があることで、職員の方々が決まった日数の有給休暇を取れたりとか、そういう職場の環境は今より改善するのではないかなということも考えました。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） 職場といいますか、会社に一旦、調理員の方々が入られて、入社するという形になりますよね。その中で派遣されてくるということです。料理を作るに当たっては、これまでと同じような方々、何人でやっているか私、分かりませんが、それは今までどおり変わらないということで理解をしてよろしいでしょうか。

それと、もう一点、やはりこれまでと違って給料という形でやるのだとすればということですよ、かかる経費というのがどうなるのか、その辺は今回の予算書の中で分かるようになっていらっしゃるのか、その辺ちょっとお聞きしておきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 経費については委託料になるので、ちょっとストレートには分からないかもしれませんが、ただ、今回の会計年度に移行する、業者に移行するに当たっては、現在の調理員さんを雇用していただくことと、現在の給料体系は引き続き堅持さ

れることをお約束させていただき、業務委託になりますので、実際の雇用よりは委託料というものは少し高い料金を払うことになります。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） ありがとうございます。では、次の質問に入りたいと思います。

基本的に、町長のお言葉を聞いて、この健康寿命について、この2と、それから3の保険者機能強化推進交付金等について一貫してご説明をいただいて、非常に書く方も大変だったなというので、書き留めができなかった点もありますので大変恐縮なのですが、ただ、今ご答弁を聞いて感じたことは、秋田県の中で小坂町が行っているこの業務は、非常にレベルの高い、水準の高い内容で進んでいるということを非常に感じたわけであります。このことは多分、秋田県の中でも評価の高いポイントとして見られているだろうと、もっともこの小坂町にも他の市町村議会の方々がよく研修に来られるといった点もありますけれども、そういう点では非常に頑張っているのだなということは私自身も感じています。

一つだけ、自分が町内会の関連で活動する中で、いわゆる今の問題も含めて、町の包括支援、介護の包括支援の職員の方、それから社会福祉協議会の職員の方で自治会との三者が会議をしながら、そこで地域にどういう老人の方がいらっしゃるのか、例えばひきこもりであったり、最近妙に外に出る、出歩く人が少ないとか、そういった点はありました。それのことから、我々も町内として一人ひとりのことをきちんと把握する手段が必要だということで、安全マップのような形で1軒1軒のお年寄りの在り方というものを拝見しながら、お互いに三者評価をしながらこうだあだということで、例えばAから、A B C Dランクまでつけて、そういう形でやったりはしております。

事情があって、うちの町内も当初、百五、六世帯あったものが、来年、令和2年4月から今度81世帯に変わるということもあるので、区も14個あったものを、これを10まで下ろさなくちゃいけないので、まだ完全に区割りの中で個人の方がどういう位置にあるのかはできていませんけれども、原紙になるものはありますので、これが4月の総会が終われば、1区から10区の間に約81名の方々の内容で、その方々1軒ずつがどういう形にあるのかということが明確にされます。ただ、これは個人保護の問題もありますので、これについては特定の人との共有の中でお年寄りの方々を見守っていくということにはなりませんけれども、これらの中で、先ほどお話のあった、例えば町側に対して、我々自治会がこういう形でどうしても引き籠もっているの、我々も努力してもなかなか出られない方もいらっしゃると思います。そういった点で、町もしくは社会福祉協議会さん、こういったところで特別にお

願いした場合に、連れ出して、例えばお元気くらぶとか、例えばちょっとした健診とか、そういうものをしていただけるような、そういう形はしていかなくちやいけないなど、非常に苦慮しているところでもありますが、そういう点でいい事例がもしあれば、ひきこもりを何とか引っ張り出すというふうな、そういう事例について、あるようでしたらお知らせください。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 町内、現在、ネットワーク情報会議ということで、37自治会に3周目に入っております、その中で色々と地域包括支援センター、それから社会福祉協議会の職員と共々、町内の方々交えまして、いろんな課題について整理をしているところでございます。

その中で、例えば他の自治会でありますと、やはりお声がけをしていただくということが一番の方法なのかなというふうには、現在のところ考えております。しかしながら、やはりどうしても町内の方を受入れしづらい方といいますか、受入れしていただけない方も当然いらっしゃると思います。そういった場合については、例えば地域包括支援センターの職員が時期をみて訪問をしながら、そして例えば各町内会の方につなげていく、そういった形では事業展開しておりますので、何かございましたら地域包括支援センターの方にでも相談していただければ、いろいろな各地域の課題に向けて対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（成田直人君） ありがとうございます。

実情として、正直な話をすれば、過去において、その見守りがしっかりできなかったために、一人で住んでいる独居老人の方がお亡くなりになったりということも実はありました。そういった反省もあるので、その辺のところをできるだけ多くの方々で見守っていければと思っはいるのですけれども、ただ、高齢化は非常に早くて、川通り町内会の従前の住んでいる方々ほとんど、もう60歳以上の方が、中には80歳で一人で生活している人もいますし、若い方がいるのは町営住宅のところだけということでもありますので、民生委員の方にも大分ご迷惑かけています。足が悪くてちょっと申し訳ないなというぐらいの気持ちで思っはいますが、それでも彼女も頑張ってくれていますので、そういう点では本当に感謝しています。でも、そういった方々のお声がけがあれば、私もこちらで動きますし、今、先ほど言ったださったとおり、皆さんの力を借りながら、そういったものについてやっていければいいなと思っはしておりますので、よろしくお願いをいたします。

あと、先ほどのお話のあったインセンティブの関係です。報奨金として意外と金額的には少ないのだなということは分かりましたけれども、これが令和2年になって200億円が400億円になるという試算がされているとすれば、先ほどの説明を聞いていると、そんなに小坂町が突発的に上がるということはないのかもしれないと思いますが、一つ言えることは、今、十分にできていない点がもしあるとすれば、その辺をやっぱり改善していく必要があるのではないかなとは思いますが、その辺については何か感じているものがありますでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 保険者機能強化推進交付金につきましては、議員ご指摘のとおり、令和2年度から200億円から、国の予算で400億円になるという形での情報は得ております。これまでの保険者機能強化推進交付金が200億円、これに新たに介護保険保険者努力支援交付金というものが200億円加わりまして、トータルで400億円を今、予算化したということでございます。

例えば、平成30年につきましては、当町においては115万1,000円交付をいただいておりますが、このままでいきますと、この頑張りが認められれば、単純にその倍近いお金についていただけるのではないかなというふうには思っております。しかしながら、配分につきましては、やはり全国の市町村の点数、それによりまして国の方で配分を決めますので、一概に満額来るということは、この場では申し上げることはできませんが、これまで以上に努力をしながら、事業については展開をしていきたいというふうに思っております。

先ほどの町長での答弁でも申し上げさせていただいておりますが、やはり不足、弱い部分として、社会福祉協議会の方にリハビリ職、理学療法士採用をして配置していただいておりますので、この方の力を借りながら、やはり在宅でのリハビリ強化に向けての取り組みが今後必要になってくるのではないかなということで、現在事業について組み立てを考えているというふうな状況でございます。

○8番（成田直人君） こういう介護とか医療とか、なかなか私も難しいテーマなところがあります。ただ、自分も今、63歳という年齢になって、あと2年たつと前期高齢者となれば、まさに介護を必要とする時代にもう突入するのだなということを自ら感じておりますので、やはり健康で長生きできるようにしてはいきたいとは思いますが、そういった点で何かあった場合は、やはり町のお世話になるのだという点は否めないわけですから、発言もさせていただきます。

2年前、これは事務調査で島根県の邑南町に行った際、自分もどういことを報告書を書

いたかというので、先ほど昼飯食った後、プリントアウトしてきました。小坂町の職員さんが邑南町のすばらしさというものをぜひ体験してきなさいよということで、食の文化と、それから今の小さい子どもさんからご老人まで、いわば本当にゆりかごから墓場まで手厚い視線で手を伸ばしている姿というのが非常に感動してきたわけではありますが、もしかすれば小坂町もそういう状況に今、視点を方向を向けて頑張っているのかなと思っています。

ただ、もう一つ言うとすれば、町立病院のある邑南町との違い、それから夜勤の交代になるお母さん、生まれたばかりの子どもさんを、何歳かまでの子どもさんを、その人、そのお母さんが夜勤の仕事に入る際、それを町の職員が面倒を見ていると、そういう話も実は聞いていまして、こういう手厚いサービスをやっているということは、非常にびっくりをしたところでもあります。そういった点で、町がいろんな町村から注目されるような、そういう介護の在り方というのは、ぜひ期待をしておりますので、頑張ってくださいと思います。

また、グリーンツーリズムについても勉強はしてきましたが、町はこれからもっと真剣に取り組んでいかなくちゃいけないことだなと、発言の内容がありませんので、してはおりませんので、このことについてはここだけにしますけれども。

いずれ、町のこれからの介護の在り方、医療の在り方、注目をさせていただいて、そして何が必要なのか、その辺のところは自分なりに勉強したことをまた発言させていただくような、そういう機会を設けたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもって一般質問終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、成田直人君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

3番。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、順次一般質問をさせていただきます。

1番目に、新築・改築における仮住まい住宅についてでございます。

小坂町では、毎年約100名ほど人口が減少しており、空き家も年々増え続け、解体する家

も増えている状況であります。その状況下にあっても、地元に戻ってくる方、また子どもと二世帯で暮らす方が、少数ではありますがみられるようになりました。古くなった家を改築したり新築したりする方が、毎年数件ではありますがございます。

新築中、改築中では、仮住まいができる住宅が欠かせません。残念ながら、小坂町では、短い期間での居住できる住宅はないとのことで、その上、町で管理している住宅では空きもないという、断られるケースがあったとお伺いしております。その方たちは、隣町に仮住まいをしたり、店舗の狭い2階を借りたりと大変不便な生活であったようです。

小坂町への移住・定住を促進するため、若者向けや家族世帯の町営住宅を造っていただきました。しかし、これがこれから先、小坂町に家を建て定住するということにつなげていくには、仮住まいなどの住宅もとても重要なことだと思います。住んでいただきたい、住みたいと思う町でありたいと本当に思うのであれば、新築・改築したい方にとっても、短い期間の仮住まいというものは大変必要なものと強く感じております。

そこで質問です。

1点目に、町では新築・改築中の期間、仮住まいができる住宅はあるのか。

2点目に、町でそのような相談があった際、どのような対応をされていたか。

3点目に、町で行っている空き家バンクに登録されている空き家等を利用することは可能か。

以上のことについて質問いたします。

2番目には、再生可能エネルギーについてでございます。再生可能エネルギーの質問については、毎年1回は質問させていただいているところです。

なぜ、このことにこだわっているのかというと、自然の力を利用してエネルギーを得るという手法は、自然環境を保護しながらもエネルギーに換える力を分けていただき、自立したエネルギー供給が共有できるということ、災害があったときでも作用されずにエネルギー供給が期待できるという点にあります。また、近年起こっている過度の自然災害は、自然界のバランスを考えず、私たち人類が自分たちの生活を便利にしようと無視し続けたことも要因の一つで、結果、自然破壊を引き起こしたものと認識しております。

この一般質問しようとした矢先ですけれども、7日の全員協議会において既にお話された内容ですけれども、小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更についての案の中で、その他の地域自立促進に関し必要な事項として、再生可能エネルギーのことについても加えていただきました。ご理解いただけたものと感謝いたします。

再生可能エネルギーについては、重要な課題であると同時に、何とかそれを形にしていかななくてはならないものと、あえて質問をさせていただきます。コスト面で難しい点もあるかと思いますが、将来必要になるのは確実であります。また、それを先取りし、さらに工夫することで生活を安定させ、安心かつ自然も生活も豊かなものにできると期待するものであります。

そこで質問です。

1点目に、小坂町で可能である小水力発電についての進捗状況はどうなっているか。

2点目に、小水力発電以外に可能なものは考えられないか。

以上の点について質問をいたします。

町長答弁の後、不明な点につきましては再質問、再質問がないときは私の意見を述べさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、3番、本田佳子君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

1点目の新築・改築中における仮住まい住宅についてのお尋ねであります。

町民が自宅を新築または改築する際に、仮住まいできる住宅については、現在、町としては提供できる物件を持ち合わせておりません。町民から仮住まい住宅について問い合わせがあった場合については、空き家情報登録システムに登録している空き家や、町が公開している民間賃貸住宅情報を紹介または提供し、直接、登録者と交渉していただいております。

なお、1月10日現在で、空き家情報登録システムに登録している空き家は9件となっておりますが、まだまだ町内には空き家が多く存在していることから、空き家の利活用を促進するために、空き家情報登録システムに登録された物件の片付け補助金を令和2年度当初予算に新たに計上しております。

2点目の再生可能エネルギーについてのお尋ねであります。

初めに、小水力発電の進捗状況についてであります。昨年の6月定例議会で本田議員の一般質問にお答えした砂子沢ダムの小水力発電について、先般、事業主体である秋田県より町に対し経過説明がありました。それによりますと、計画諸元最大出力150キロワット、年間可能発電電力量は105万5,000キロワットアワーで、当初は総事業を約3億円と見込んでおりましたが、さらに詳細な検討をしましたところ、総事業費が約7億円の見通しとなった

ことから、採算性の悪化が判明し建設事業を当面保留するというものであります。事業費増の主な要因としては、設備設置が地形的に難しい工事となることや、ダムコンピューターの改修費に数千万円を要するとのことであります。ただし、県としては、計画緒元規模を縮小するなどしての検討は行っていないとのことで、今後町が事業主体となるべく調査し採算性を検討することは可能ではないかとのことでしたので、町として身の丈に合った計画で採算性があるのかについて、今後検討していきたいと考えております。

また、平成30年度に産業教育常任委員会が小水力発電の事務調査を行い、可能性の検討の提言を受けまして、まずは維持管理の面で有利になると考えられる水道管の落差を利用した小水力発電について、落差と流量の大きい2か所について検討してきました。今のところ、採算性が上がるという見通しには至っておりませんが、さらに詳細に検討を行い、採算性が見込める場合は、事業化に向けていきたいと考えております。

次に、小水力発電以外の可能性についてですが、現在の再生可能エネルギーの主なものとしては、水力のほか太陽光、風力、地熱、バイオマスなどが挙げられますが、このうち当町においては、太陽光、風力、地熱については、去る平成30年6月議会での答弁と重なりますが、町が平成14年に策定した小坂町地域新エネルギービジョンの検証から、条件的に不利であることが明確であると考えております。当町にとっては、急峻な地形と豊富な水源を活かしての小水力発電が有利であると考えておりますので、さらなる可能性のある箇所を洗い出し、検討をしてみたいと考えております。

また、バイオマス発電につきましては、当町で生じる間伐材を活かしての発電が可能性あるのではないかと考えており、現在計画している和井内エリア整備事業の施設において、間伐材を主な燃料とするバイオマスボイラーの導入を検討しておりますが、その熱源を利用し発電できるシステムについても検討していきたいと考えており、活用できれば災害時等の対策に非常に有効であると考えられます。

町としてはこうした新たな再生可能エネルギーについて、町の様々な条件との適合を考慮しながら活用の可能性を検討してみたいと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございました。

新築・改築における仮住まいの住宅についての再質問でありますけれども、仮住まいを探

している方が、町の方を訪ねたところ、そういう建物はないと断られたと、どこを探せばよいのか情報も少なかったようで、やっとのことで見つけたようです。ずっと小坂町に住んでいたから、どこかで見つけられるだろうと思われるかもしれませんが、小坂町に住んでいただくのにそのような対応では、ちょっと不親切に思われてなりません。

また、仮住まいを紹介できることで、また安心して家を建て、生活でき、移住者・定住者をさらに増やしていけるのではないかと思いますけれども、その点についてどういうふうにお考えになるかお知らせください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 先ほど町長の答弁でもありましてとおり、現時点で町での提供できる物件は持っていませんので、もしそういう形で探している方がおりましたら、町の移住・定住総合窓口の総務課企画財政班の方にお問い合わせいただければ、そのときに先ほど町長が答弁しました空き家情報登録システムに登録している空き家とか民間のアパートについて、もし空いているのであれば、その部分を紹介、紹介って紹介ですね、情報提供はできるということになっておりますので、その辺を伝えていただければと思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） すみません、ちょっと聞く話のちょっと内容が、ちょっと少し違っていたかもしれません。安心して家を建てる条件で、空き家バンクに登録されている空き家とかは、先ほど利用できるかどうかというところを、私ちょっと聞き逃してしまったのですが、もう一度お答えできますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 大家さんがよければ、お貸しすることはできるかと思います。なので、大家さんの方から、売却か貸すかという条件で提示されていますので、その条件と合致する方がいれば、その部分でご紹介はできるということになっております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。分かりました。できるだけ、空き家バンクとか町で準備できるような建物を仮住まいにできるようなシステムができれば、これから移住・定住する方も安心すると思っておりますので、よろしく願いいたします。新築・改築中の仮住まいについては、これで終わります。

続きまして、再生可能エネルギーの質問であります。

先ほど、砂子沢ダムのところの発電については、かなりの金額がかかるということで、保

留ということになったということでありました。そのほかにも、ほかにも小水力発電を色々考えてはいましたけれども、それもちょっと難しいということでお伺いしました。

その代わり、和井内エリアにおいてバイオマスボイラーで、間伐を使ってバイオマスボイラーで、その熱を利用して発電できるかもしれないというような前向きなお話をいただきましたので、ぜひそういうものを活かしてほしいなというふうに思います。

さらに、再生可能エネルギーについては、まだまだ工夫次第ではいろいろな使い道があると考えますけれども、そのことについて町では、このほかについてのお考えはありますか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 再生可能エネルギーにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、過去にどういうものが利用できるかということ調査させていただきました。費用対効果も含めて全て調査したところ、小坂町にとって有利となるようなエネルギーはなかなかないと、あるとすればバイオマスだろうというふうな検証を得ております。

ただ、バイオマスにつきましても、その燃料となる木材を山から切り出したりする場合の、費用もかなりの高額になるというふうな算定がされていまして、今のところ小坂町について、町全体を賄うような電力を有するような再生可能エネルギーというのは、ちょっと考えられないというふうな現状であります。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。再生可能エネルギーについては、それこそ先ほど言いましたとおり、工夫次第ではいろいろな使い道があるというふうにして、私のほうでも考えて、色々なことに、それこそ町でもいろんな地域でもいろんなことをやっていると思いますので、情報収集しながら考えていただきたいなというふうに、いろんなことにチャレンジしていただきたいなというふうにして思います。

私の方では、自分なりの考えだったのですが、例えば発電することだけでなく、地下水の熱でも、ちょっと方向性が変わりますけれども、水耕栽培だったりとか、融雪のために利用するとか、エネルギーを使った別な方向にまた転じていけるものも、逆転の発想を使ったりして色々、いろんな発想を巡らせて新しいものをつくり出せるのではないのかなというふうにして考えております。

小坂町は、新たなものを生み出す世界一と誇れる歴史が息づいている歴史の宝庫であります。私も、一母親といたしまして、この自然あふれる小坂町で子育て支援と医療補助をしていただいたおかげで、安心して子育てをできたことは本当に最高によかったと、自分でも満

足しております。子育てしながら大変ではありましたが、育児、教育についての課題はよく見えたと思っております。

少子高齢化の波は予想以上に大きくて厳しいですが、そればかりに気にかけては新たな策は生まれないと思うのです。人が集まるところは安心できるところ、便利なところ、また楽しいところ、思いやりのあるところ、元気で活気のあるところなのではないでしょうか。

一般質問をするに当たって、町民の皆様方から、色々な声を聞かせていただきました。何か困ったことや不便に感じていることなどを基に、色々な課題を取り上げ提案してまいりました。町民の皆様と協力しながら、手作り感のある活気がある小坂町をみんなと一緒に一つ一つつくっていったらよいと思っております。人との関わり合いを大切にしながら、これからも常に町民目線で質問し続けたいと考えております。

また、提案する課題に、町長をはじめ副町長、また各課長、また対応してくださった職員の皆様、真剣にこの課題に向き合っていたいただいたことを感謝するとともに、町民も町職員も議員も、互いに協力しながら町を活性化できることを希望し、4年間でしたけれども、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は2月28日午前10時から再開いたします。

散会 午後 2時37分